

六、生産計畫に注意すべき諸點

(A) 寡少勞力による集約性の増大

計畫生産實行方法に關する注意は大體、有馬農相の諮問に對して十月廿八日に行はれた帝國農會の答申に要約されてあるが、特に、農産物の生産禁止は、周到な用意を要する問題だ。わが國の農業經營状態を見るに、一つの農家で平均二十種から三十種に上る農産物の栽培に従事し、少いものでも十、多いものは五十種も取扱つてゐる。而もそれ等が、地域的乃至季節的にうまく調節されてをり、一つを取つて他に換へると云ふが如き簡單なことは出来ない。商品生産者としての農民の立場と經營の自然的制約が背中合せになつてゐるからだ。のみならず、その重要性の度合から云つて減反を許さぬものばかりだ。

これが當然の結論として、増産は耕地の擴張に依るか、或は段當り收穫高を殖やす以外にない。然し、耕地の擴張は殆んど見込み薄だ。既に適地は開墾し盡されてゐるし、人手もない。だから、休耕地の利用位がせいゝだらう。昨年末に於ける總耕地面積は六百九萬八千四百三十五町三段と、前年末に比し一萬二千五百四十八町五段を増したが、そのうち府縣の分は二千三百六十九町二段に留り、

残りは全部北海道に於ける分だ。

従つて、問題は單位面積の生産量の増大、即ち耕地の集約度を高めるか否かにかゝつてくる。だが、天候に禍ひされたとは云へ、今年の農産物實收高竝に豫想收穫高から見ても、農業生産力は明かに減退した。勞力の不足と農業用資材の供給難が主因をなしたと云へよう。殊に、稲作に勞力を集中したため、他の農産物は閑却されて了つたのだ。

そこで、今後、耕地の集約度を高めるには、農業用資材の配給を圓滑にすると共に、耕作勞働の合理化を圖らねばならぬ。肥料、農具などの配給統制は直ちに實施されんとしてゐるが、この方面への鐵鋼の供給、硫安の増産は勿論、更に進んで、燐礦石や加里鹽の輸入制限を徹廢する程の氣構えがほしい。また、耕作勞働の合理化も、地方の實情に従つて實際的指導をなす必要がある。先づ合理化の方法として、農業用機械の共同利用や共同作業があり、政府でも佐賀縣で實行した移動勞働の問題に付いて考へてゐるやうだ。

(B) 價格操作を輕視するな

最後に農産物價格の問題があるが、割當農産物の買上値を低くすることは疑問だ。増産獎勵には價格操作が重要な槓杆をなすもので、農家の耕作意を刺戟する材料になる。ところが、いま割當生産を

なしてゐる甘藷の買上價格などは遂に市價を割つてゐる。

現在、政府の酒精原料用切干甘藷の買上げ値段は、十貫目二圓五十錢乃至二圓六十錢で、これを縣内の指定集荷所で買上げてゐる。この切干甘藷を作るには生藷を乾燥しなければならぬが、乾燥費は努力、器具償却代等を入れて、少くとも十貫當り五十錢はかかる。そのうえ乾燥に依る歩留りは三分の一だから切干甘藷十貫を作るには三十貫の生藷を要するわけである。して見ると、生藷十貫當りの單價は僅か六十六錢に過ぎない。これでは市價を割るばかりでなく、生産費も償へない。

即ち、昭和十一年度に於る帝國農會の調査に依ると、主に多産地方を対象としての平均であるが、生藷十貫當りの生産費は九十七錢、蔓代其の他の副収入を差引いて尙ほ八十七錢を出てゐる。神奈川や埼玉等の近縣に於ける食用甘藷生産地では更に多額の生産費をかけてゐる筈だ。尤も、九州、沖縄等の多産地方で比較的安くてもやつて行けると云ふ所はある。だから、適地適作と適地割當とを綜合して、生産計畫を立てると云ふ方法も考へられよう。が、いまやつてゐる甘藷割當生産の如きは、もと／＼強制されたものでないにも拘らず、實情調査と系統的連絡を缺いてゐるために、農家はみす／＼算盤を割つて供出するの餘儀なき状態だ。これで萬事が済むと思つたら間違ひであらう。ともかく、價格操作が農家に如何なる影響を與へるかは今後に俟たう。

第六節 長期建設の爲の強力政治體制へ

第三四半期から第四四半期にかけて、目前に議會の開會を控へ政治活動は俄かに活潑となるのが毎年の例だが、本年は特にこの潮流が凄まじい勢で奔流を續けた。對支策戦が、廣東、漢口を陥れ、大陸政策が我國内政策の基調として急速に具體化されねばならない必然性からであること言ふまでもない。廣東は支那にとつては不意打の陥落で、我國人も意外であつたが、漢口のそれは、既に本年中秋より十一月までに必落を豫想され、漢口陥落後の大陸政策遂行の爲の政治體制強化への動きは、政界の底流をなしてゐた。

支那事變來の我政治社會狀勢を大觀すると、その全焦點は戦争にあつた。過去一年の我國はこの一點に精魂を打込んで來た。今や本年十月末の漢口陥落より、右の焦點は、戦争—持久戦と、大陸政策遂行の爲の長期建設の二點に分けられるに至つた。即ち我國の政治對象と使命が、本年末の戦果を段落として急激に擴大されたのである。この新對象と新使命の爲には、在來の政治及び政治機構では、何うにもならなくなつて來た。この大事態に對處する爲に、巨大且つ強力な政治の體制が必要となつ

て來たのだ。本年第三四半期から第四四半期へかけての政治社會狀勢が、この必要に向つて奔流したことは、當然の推移に外ならない。

そこで最近二、三ヶ月間の政治社會狀勢を一瞥すると、第一に擧ぐべきは、國家總動員法の全面的に發動を開始したことである。が、この問題は本報各方面で述べたから、こゝには繰返さない。次は所謂新黨組織運動と既成政黨の活潑化である。その動向の意味は、長期戦と長期建設の爲に、政府を眞に支持する政黨が必要となつて來た爲だ。また内閣に於ける宇垣前外相の退陣と、專任外相、拓相の任命は、政治の人的強化を意味する。本年中に開設の見込みなる興亞院は、大陸政策強化の參謀本部であり、未だ結論には辿りついてゐないが、かの議會制度改革、官制の改善、農村自治制度補強、大學以下學制の改廢等々は目下具體化に推進中である。右の件には何れも、過去の軍常時に於ては、その一つさへ、一年がかりの大事件なのだが、今や左様な手ぬるいことを云つてゐられなくなつてゐるのである。

一、新黨運動と『東亞再建國民運動』

二・二六事件以後、殊に今事變來の我政界は、既成政黨の沈黙裡に『戦争の必要』と云ふ事實にリ

ドされて來た。そこには政治的の創意も政略も乏しかつたことは事實である。こうした沈黙劇は、今度の新時局に向はんとする場合許されない。そこで政治そのものゝ強化が、本年の中頃から切實に要求され出した。しかしその強化も、在來の二大政黨主義的なもの及び政黨政治的なものであつてはならず、而して現内閣を支持する舉國一致政黨でなければならぬ、と云ふ要求にその基調があつた。この要求は、蓋し戦時の必然的歸結であり、且つ二・二六事件以後の我政治推進力たる軍部の容認し歓迎する唯一の條件でもあつた。

斯くてこの要求は政界の諸方面に、舉國一致政黨組織運動なるものを策出せしめ、十月末頃には、アワや大詰に過ぎつけるところまで來た。今その舉國政黨運動の主だつたものだけでも、左の七つが擧げられる。

一、政民兩黨の合同を以て舉國黨を作り、之に小會流を合流せしめんとするもの。この運動の機縁は、以前に齋藤、岡田兩内閣の當初より兩黨間に多少の聯携ありしに始まり、その後も跡を絶たなかつたが、依然として保守的、乃至は反革新的舊勢力が中心となつてしまふとの理由で一部には反對運動もあつた。

二、末次内相、鹽野法相、木戸厚相等の關係が、中島鐵相を通じて政友會の一部に、永井通相を通

じて民政黨の一部に、有馬農相を通じて産業組合に、それら渡りをつけ、總理官邸を宛かも組織本部の如くして結成に猛進する舉國黨運動。但し之は時代に適し且つ穩健なる新黨、と云ふことを念願としてゐるらしく、革新的要素に乏しとの反対は、政黨聯合の場合と同様であつた。

三、政民兩黨内の革新分子、新大、國同、舊昭和會系、東方會の一部及び全國の有志者を以てせんとするもの。

四、右と別派か、或は同源派か人的には甚だ區別し難いが、秋山定輔、秋田清、藤生久、石原廣一郎氏等による舉國黨の動き。

五、久原房之助氏等の一派の畫策する國民協議會による右派的運動。

六、建川美次、小林順一郎、井田繁輔氏等の一派。

以上の三乃至六は、人的要素に於て混然としてゐるが、舉國黨結成の可能性から見ても、またその中心人物の人的規模から見ても、この一派だけの力で舉國黨の實現が可能なりや否やを疑はしむる之に對して、

七、有馬農相を中心に産業組合を母胎とする新黨運動がある。産組の政治的進出は、地方工業界の地盤の擴大に伴ひ、以前より多少の動きはあつたが、之を以て舉國黨化しやうとするところだ。

今度の新しいものがある。

加ふるに以上の諸動向は、近衛首相を以て黨首とせんとし、首相を繞り獲得に猛運動を展開して、九月より十月にかけて、文字通り屯巴と入亂れて動いた。しかし之に對し近衛首相の態度は飽くまで消極的で、十月末、新黨運動に對する一應の否定に終つてしまつた。即ち曰く、「新事態に對應する舉國新政黨も結構だが、政府の権力や一部の權威を以て作るべきではなく、國民的要望によつて生るべきだ。但し自分は體力的にも、現職の多忙に鑑みてもその方に手は出し兼ねる」とて、先づ末次、鹽野、木戸三相の畫策が暗に封ぜられたことである。また政民兩黨も、最近の議會に於ては政府の方針は悉く支持して來たのに、それでもなほ新黨が必要とは、意を得ないと、暗に机上の革新理論を冷視してゐる。従つてこの新黨運動も大所の動きは十月末で一時杜絶えた。だが、無駄に終らなかつたのは、政民兩黨をして、この運動に對する態度に於て、それら來議會では政府を支持すべきを言明せしめたことである。これは實質的に議會内の舉國一致が期し得たものとも評すべきだ。また具體的政策も持たぬ所謂革新政黨運動を反省せしめるものでもあつた。

けれども、もつと本質的に觀て、何が今日この新黨運動狂奔に向はしめたかと云ふ問題に目を注がねばならぬ。それは單に議會に於ける默認的賛成による舉國一致でなくして、民に群がる人材をして、

積極的に教育を國策に傾けしめ得るやうな構想に政黨の體制を舉國化、協同化するところにあるべきで、之が我國に今日最も缺けてゐる。新黨運動の今度の動きの中に、このやうな要求が叫びだされたが、彼等がその缺乏の上に十分の認識を持つ時に、次に起る新黨運動はもつと活発化し、切實化するに至るものだらう。

新黨運動が右のやうに二應策併行したのち、既成政黨間には、この舉國政黨論の鼓吹に乗つて、悲はざる果實を獲た。それは政黨としての存在を維持しつつ、舉國一致の實を擧げて行かうとする運動が着々と政民兩黨間に具體化したことだ。即ち十月二十九日兩黨代表者は衆議院議長室で交渉し、又次郎氏を議長と見し、東亞再建國民運動なるものを決行する旨の申合せを行ひ、且つその重要事項を發表した。この運動の發起は、それまで未だ試みられて來た舉國政黨運動のユニオンを以て宣言せし、一見宛かも新黨運動存在の理由を解消してしまつたかの影響を持つておられるにせよ、各政黨シロメン勢頭の基本的な動きであつた。一般に首相の新黨運動に對する期待は、軍工會議の切實としての意味しか持たぬと云はれるその目的は、これで達成されたものと思はれる。要するにこの運動によつて、衆議院の無風波は豫約されたものと云へる。然るに一重再建國民運動とは如何なる正義か。

この運動は第七十二議會に賜はりたる勅語の意を體し、東亞の安定と政治經濟工作の促進、日滿支提携、長期戦の克服、政府の物資、物貨、通貨、貿易政策を支持して國民化すると同時に、この際各黨各派個々の主張に至らざることを約し、これを以て全國民に呼びかけんとするもので、云はゞ國民精神總動員運動を政治的に強化するにある。蓋し政民兩黨の果し得る使命として、遅しと雖も適切なものであらう。

右の大きな政界の動きの中に、未だ依然として解決を見ないものは、政友會の總裁問題だ。中島知久平派と鳩山一郎派は相變らず暗躍中らしいが、早急には極りさうに見えない。

二、宇垣外相の辭職と對支政策の前進

近衛首相が宇垣一成、池田成彬、板垣征四郎氏をそれ／＼外相、藏商相、陸相に任じて内閣を強化したのは、つい六月のことであつた。爾來毎週二回首相を中心に、右三相に米内海相を加へた五相會議を開いて、重要政策の實行に當つて來たが、こと對支中央機關の問題に關して宇垣氏意合はずとなし、九月二十九日、突如辭職してしまつた。

對支中央機關の問題は本年初來、大陸經營の政治經濟工作上極めて重視され、しかも今後の對支政

策の基幹をなすものとして五相會議で慎重審議されて來た。然るに宇垣外相は、對支機關に對しては頗る局限的意見のやうであつた。即ち先づ九月上旬、陸、海軍當局が一致の案として提出されたものにする、

一、對支中央機關は既存各機關の對支事務を統制調整して單一機關の下に統合し、首相之が總裁となること。

(イ)對支諸政策樹立に關する事務、(ロ)支那新政權に對する政治的經濟的內面協力に關する事務、(ハ)支那に於ける政治、經濟、文化に關する調査、計畫、實施に關する事務、但し支那國に對する純外交を除く、(ニ)支那に於ける會社の監督並に統制に關する事務、(ホ)各廳の對支行政事務の統一保持に關する事務

然るに之に對し、外務省案として提出された宇垣氏の意見は、中央機關を各省事務の連絡機關とし、外相及び外務省の對外問題に關する地位を飽くまで確保するの意圖によつて成つてゐた。従つてその案の骨子も

一、各省の所管する對支關係事務の連絡調整

二、北支、中支の國策會社監督の事務

の二を出でず、ここに五相會議は一の暗礁に乗上げたのである。しかし之も漢口戰の見通し愈々切迫を告げて來たので、九月二十七日の五相會議後、その夜更けて關係三省の當局者は鳩首の上、右の如

き折衷案を成立した。その案は、

- 對支院は内閣總理大臣の管理に屬し支那事變中左の事務を掌る、但し涉外事項を除く
- 一、支那において支那事變處理のため必要なる政治、經濟及び文化に關する事務
 - 二、前號の事項に關する政策樹立に關する事務
 - 三、特別法律によつて設立したる會社の監督及び統制に關する事務
 - 四、各廳の支那に關係ある行政事務の統一保持に關する事務
- 更に諒解事項として

中央機關設置と同時に現地に機關(對支院支局)を設け、政治、經濟及び文化に關する業務を一律にこれに移管す、又五相會議において對支基本國策を樹立し、本機關ではこれに基く第二次的政策を樹立するものである、且つ本院で樹立した第二次的政策でも重要なものは五相會議の承認を得ること

斯くの如き折衝の良好な經過にも拘らず、二十九日正午、宇垣氏は首相に辭表を上つた。蓋し之は内外を仰天せしめた。何の爲の辭表か今日なほ真相は不明である。一部に傳へられるところによると、宇垣氏は之より先き、一部新聞人を逗子の別荘に招き一夕の宴を張つて、自己の政治的不満を洩した、その時の所言が政府部内の一部に大きく反動を呼び、退陣を餘儀なくされたとのことである。宇垣氏退陣して後、對支中央機關問題は淀みなく進捗し、十月二日の開議は之を正式に決定した上、年内を期して現實に乗り出した。その名も「興亞院」となり、發表された「要綱」には、右の陸、海、

策の基幹をなすものとして五相會議で慎重審議されて來た。然るに宇垣外相は、對支機關に對しては頗る局限的意見のやうであつた。即ち先づ九月上旬、陸、海軍當局が一致の案として提出されたものにする。

- 一、對支中央機關は既存各機關の對支事務を統制調整して單一機關の下に結合し、首相之が總裁となること。
- 一、對支中央機關は支の事務を管掌すること。

その第一は我行政機構改革問題である。池田藏相は最近「貿易省」及び「經濟省」の新設を考へてゐるとも傳へられ、また經濟參謀本部設置論なども従前より蒸し返されてゐるやうであるが、何れも未だ現實と直接の交渉には至つてゐない。だが本年初來幾度か具體案が出來ては、樞府の意向を伺つて引込めてゐるものに官吏制度改革問題がある。最初廣田、賀屋、吉野三相の時、既に奏任文官特別任用範圍の擴大による官吏登用規定の一般化と、文官分限令による適當の待遇を是正する案に一致したと云はれてゐたが、池田、宇垣氏の登場と共に手ぬるしとされ、その改革案は更に検討された。蓋し我國の現状は一に官吏の業績に依頼し、官吏陣の合理化と充實は同時に政治の充實化でなければならぬ有様だ。

樞府で反對なのは、官吏の銓衡任用と分限令の撤廢の二點にあるものゝ如く、その後内閣は右の當初案の内容を強化すればする程、實現から遠ざかる風あり、且つ一時戦局が多端となつて來た爲に、投げ遣りとなつた。然るに九月に入りこの問題はまたぶり返し出したのである。年内には何がしかの具體化に達せねばならぬだらうが、その案は大體左の如く見透される。

一、産業、金融又は通商貿易事務に鍊達の士を勅任文官に銓衡任用すること、なほその他にも勅任文官にもなり得るポストを列擧すること。

二、最近の全國的官僚陣の強化は、内務、文部、大藏、商工等の間の人事の交流を複雑にし、且つ大規模化した。之に對し内閣或は内務大臣下に大人事部を設けて之を統整すること。

三、分限令を改正して停年制を確立し、大體軍部の人事制度の如くすること。

四、高等文官の現基礎的條件たる高等試験令の試験科目を合理化すること。

四、政治の權威性強化と議會制度審議會

最近結論を急いでゐる大きな政治の動きに議會制度審議會がある。本年六月、水野鍊太郎氏を總裁に議會制度の兩検討と整備を時局に即應して斷行せん爲に生れたものである。現政局に於て議會が國民の意志も權威をも代表してゐないところにその不振の根因がある。爾來この審議會は之を合理化し、強化せんとするものであつて、選舉制度、議院制度、貴族院の三部會に分れ審議の結果、それぞれ左の如き結論に達した。

先づ選舉部會に於ては、大選舉區制と混同開票制に大眼目をおく相當根本的改正案を、十月十日決定したことが注目される。即ち

一、原則として、一縣一區の大選舉區制を採用し、一區の定員を五名乃至九名とする、大府縣に於ては二區乃至三區

制とするが議員定員總數(四百六十六名)は現行通りとする

- (一)、混同開票の實施
- (二)、連坐規定の擴充
- (三)、形式犯罪の處罰輕減と實質犯罪に對する加重
- (四)、府縣會議員の場合と同様市町村會議員と衆議院議員との兼任を認めず、
- (五)、缺格條項を擴張して治安維持法違反者その他重大犯罪者の選舉、被選舉權の剝奪
- (六)、感質選舉違反者の被選舉權停止期間を長くする
- (七)、應召軍人の選舉權は缺格とせず應召解除を待つて復活すること、
- (八)、供託金二千圓を千圓に低下する、
- (九)、供託金沒收に關する得票數の最低限度の引上げ

次に議院制度部會は、議會制度の運用と能率増進を企圖し、その結果十月二十八日決した答申案は左の如き内容を有する。

一、議會の開會期に關する件

十日までとし十一日再開とすること

1十二月末を開會期とすること2年末年始の休會は一月

二、豫算の審査期間に關する件 豫算審査期間は従來通

(現行沒收限度は有効投票數を候補者定員を以て除した十分の一)、

- 一、選舉運動期間の現行三十日を四十日とする、
- 一、第三者の選舉運動の擴充、
- 一、選舉委員並に辯士に日當を支給する、
- 一、市町村の一定個所に候補者名を掲示し立看板は廢止する、
- 一、候補者數名の共同演說會を認める、
- 一、選舉公報に第三者の推薦を認めること
- 一、次點者繰上げ廢止、
- 一、次點者繰上げを廢止しても補缺選舉は現行通り缺員二名を以てこれを行ふ、
- 一、投票所の増設

リ二十一日とし五日間延期することを得ること

三、職能議員増進に関する件 (イ) 1、委員会において主として政府委員をして説明の任に當らしむること、2、演説時間等に就いては兩院において適當に考慮すること、3、議案に私の直接利害關係を有する議員は成るべく委員たるを避けしむること、4、質疑の要目は成るべく豫め文書により提出すること (ロ) 1、議案の提出理由書は議案の趣旨を諒解せしむるに便なるやうに記すること、2、衆議院の建議案については提案を慎重にすること、3、政府提出の法律案は成るべく議会の半ばまでに提出すること (ハ) 1、議院内外における議員の政務調査施設を充實すること、2、議會會期中

議事堂に國旗を掲揚すること、3、議事堂内外の施設にて國體を明徴にし、殉公忠誠の精神を涵養し、兩院要覽に國家統治の根本資料を掲出すること、即ち天壤無窮の神勅、齋藤實徳の神勅、神籙誓境の神勅を始め教育勅語、憲法發布の勅語、憲法發布五十周年に臨はりたる勅語等を掲ぐること、(ニ) 議員の待遇を改善すること (ホ) 議長地位を向上すること 1 議長任命は親任式によること、2 議長の宮中席次は第一階第五とすること、3 副議長を二名となすことを得ること 四、會期その他に関する件 1、繼續委員会を活用すること、2、議會召集に関する議院法第一條の期間四十日を二十日とすること

右二制度の改革は、その結果に於て或は政治分野に相當大きな變化も想像される。政治問題として來る議會に於ても達成に拍車をかけらるべく、來年度以後の政治の中に大きな紀元を劃するものと思はれる。之に對し貴院部會の審議は遅々として進まない。しかし何れ年内には正式に結論を得る模様であるが、大體の改正要點とされてゐるものは

- 一、貴族院議員數の減少
- 一、有爵議員數の減少、

- 一、公侯爵世襲議員制度の廢止、
- 一、勅選議員の終身制度を改めてこれに近い適當の退任制を設けると、即ち終身制に近い退任制といふ意味で任期制よりも一定の停年制が有力

- 一、勅選議員の自由銜を止めて特別の銜機關を設置すること、
- 一、多額議員制の改正

右のうち多額議員の件に關聯して、政府は十月末當部會に對し右の如き新内容を有する「職能議員制度要綱」を提出し、勅選、多額議員の外に貴院に職能代表制度を加味せんとするの提案を試みた。これは最近に於て最も注目に價する事實と云はねばならぬ。

一、職能議員の組織 (イ) 従來の勅選議員と異り任期制を採用すること、(ロ) 議員の自主獨立性確保のため成るべく選舉制を採ること、選舉制により難き場合においても政府の自由銜に委することなく特別の銜機關を設けて銜を行ふものとすること、(ハ) 産業經濟其他各種の職能に互り議員定數を適當に配分すること、(ニ) 各職能毎に最適任者を網羅するやう考案すること、右四點を骨子とし職能議員を左の三種類とする (イ) 帝國學士院議員 現在の帝國學士院互選議員四人をそのまま職能議員に移すこと (團體互選議員)、(ロ)

産業經濟部門互選議員 多額の納税額を以て選舉及び被選舉資格を定めこれを選出すること (資格者互選議員)、(ハ) 技術家特殊專門政治家、言論機關等の文化方面 特別の銜制によつて選任する (銜議員) 二、職能議員の定員 職能議員は實際上動もすれば自己の立場に拘泥してその利害のみを主張する傾向に墮し易いのでその點は貴族院の使命に鑑み職能議員の總數を約三十名としこの範圍内で右三種別議員の割當てをなすこと

三、多額制度の根本的改正 現在の多額制度を根本的に

改正し定員も一縣一人としその餘額については地方的感情を代表すると思はれる地方の徳望家數名を地方長官をして推薦せしめこの候補者中より特別の餘額機關

によつて各一人を選任すること、この場合は納税額は一切問題とならない、

要するに右の如くして我議會制度の改正を實行し、帝國議會議事堂の新装と共に議會の權威を現代政治的活動を、旺盛ならしめようとする努力が進められつつあるのだ。

五、荒木文相の文教府強化策

去る七月荒木文相によつて提起された帝大改革問題は前輯でも説明しておいたが、東京帝大を除く五大學は文部省案を大體呑みにした。獨り東大は學園の自治を主張して、教授、助教授の選任には教授會の議を重んずる態度を捨てなかつたので、所謂東大問題となり、文部省、學校の對立は險惡な空氣を醸し、その中で折衝が續けられた。但し十月二十八日兩者の妥協成立して終りを告げたが、如何なる内容の妥協案か、遂に知られるに至らない。この間にあつて意外に強硬だつたのは醫、工、理科等の學部で、當局も手を焼いたとのことであるが、解決の後間もなく十月六日、長與總長は淋しく辭職した。

また國民學校案問題も七月以來教育審議會に於て考究中であつたが十月に入り愈々成案に至つた。

左の「國民學校に關する要綱」の一部は、その成案の具體的目的と意味を傳へてゐる。

(一)、國民學校の修業年限を八箇年としこれを義務教育とすること、(二)、國民學校を分ちて初等國民學校及高等國民學校とし、初等國民學校の修業年限を六箇年、高等國民學校の修業年限を二箇年とすること、初等國民學校の教科と高等國民學校の教科とを一校に併置するものを國民學校とすること、(三)保護者は兒童六歳より十四歳に至る迄これを市町村立國民學校に就學せしむべきものとすること、(四)、國民學校の教育は左の趣旨に基き國民の基礎的鍊成を爲すものとすること、(五)教育を全般に亙りて皇國の道に歸一せしめその修練を重んじ各教科の分離を避けて知識の統合を圖りその具體化に力むること(六)訓練を重んずると共に教授の振作、體位の向上、情操の陶冶に力を用ひ、大國民を造るに力むること(下略)

同案はなほこの外に各學校に於ける教程などを指摘してゐるがここでは紹介を略する。

荒木文相は右の大學、小學校に手をつけたので、今度は大一小を一貫した合理的教育制度樹立に進む段取りとなり、その成案もあると傳へられてゐるが、更に文相が送り出したものに、「宗教法案」がある。

宗教法は元來形而上を對象とする場合が多く、立法技術的に非常なる困難を伴ふので、幾度か流産の經驗を嘗めて來た。即ち明治三十二年山縣内閣、昭和二年若槻内閣、同四年田中内閣の時に何れも議會で握り潰され、今度の案は齋藤内閣の故松田文相が昭和十年末より宗教制度調査會に提案した原

案に對し修正を見たものであると云ふ。その要綱の核心的條項は左の如くである。

第一、本要綱に於ける宗教團體とは神道、佛敎、基督教其他の宗教の敎團（以下單に敎派、宗派敎團と稱す）寺院及敎會を謂ふこと、本要綱において敎師とは宗教團體に屬しその奉ずる宗教の宣布及び儀式の執行に從事する者を謂ふこと

第二、敎派、宗派、敎團及び寺院は之を法人とすること、敎會は之を法人と爲すことを得ること

第三、敎派、宗派又は敎團を設立せんとするときは設立者に於て敎規、宗制又は敎團規則を定め主務大臣の認可を受くることを要すること

斯くして宗教法人はその財産整理、宗教上の諸行為の取締、禁止事項を細規され、また諸税の免除と財産保護の特典を與へられるのであるが、この案は既にその筋の専門家の協議よりなるもの故、無事通過を豫想される。但し今日かゝる法律が何故に必要かと云ふに、その根本は國體に即して宗教を押しんとすることにあることを俟たぬ。

第七節 滿洲開發の進展と中支産業の復舊

滿洲及び北中支の經濟問題に就て記すべきことは多いが、紙幅の関係から、本輯では滿洲に於ける農業開發計畫と電氣化學工業の生誕、及び中支に於ける工業の復舊狀態に就て報告するに止める。

一、滿洲農業開發計畫の實施

(A) 農業開發計畫

修正産業五ヶ年計畫遂行に要する資材の輸入を容易ならしむるためには、輸出の増進に基く外貨の調達によらねばならぬが、現下の滿洲國に於ては、輸出の微増に對する輸入の激増で、極めて不均衡な實情にある。斯る不均衡を是正し、輸出の増加を計る唯一の途は、農産物の積極的増産による輸出増進より外はない。この事が各方面に於て叫ばれ、遂に滿洲國政府をして農業政策の修正を斷行、實質的農産増産計畫が樹立されるに至つた。その骨子は

一、大豆は康徳八年（昭和十六年）度に於て五百萬噸生産目標を確立し、その遂行に萬全を期す。

- 一、小麦は四ヶ年後の國內自給自足を目標として年産百八十萬噸を確保する。
 - 二、高粱、包米は日滿飼料自給自足を目標に對日供給力を確保するため、高粱七十萬噸、包米二百萬噸の増産計畫を樹て、大豆の輪作用作物として之が輪體形態の確立を計る。
 - 三、棉花は日鮮滿を綜合する二十ヶ年計畫に於ける滿洲國の既定割當量を確保するため四ヶ年後の生産目標を一億五千萬斤とする。
- 而して之が實行方法としては、
- 一、從來實施し來つた増産對策は種々の配給、改良、農業技術員の養成、病蟲害の驅除等の如き間接的指導助成を主としてゐたが、今後は荒地の回復、未耕地の開拓等直接的増産對策に主力を注ぎ、廣大なる濕地干拓並にアルカリ地帯の改良を行ひ、耕地の造成に乗り出す。
 - 二、從來は農地生産力の漸減的傾向を見逃して、所期の目的を達し得なかつたに鑑み、今後は地方の更生維持を計るために治水並に灌漑等水利政策の萬全を期すると共に、農事合作社と滿洲畜産會社との提携による役畜勞働力の配給増進を通じて、有畜營農形態の確立を期し、自治肥料の確保をなす。
 - 三、農具の改良及び配給斡旋をなす外移民に對しては、滿洲拓殖公社と協力の下に漸次機械農業の普

及獎勵を計る。

この三點の強調に對しては何れも妥當なるものと考へるが、滿洲に於ける農業開發が農民生活の安定、厚生經濟の擴充並に外貨の獲得等凡ゆる滿洲經濟の根幹をなすと云ふ重要性よりして更に一段と徹底した方策が必要であらう。従つて右の如き政府案に加ふるに次の如き開發目標の具體化が叫ばれるのも、亦意義あるものと考へねばならない。

- 一、滿洲はアメリカ、ソヴェートに匹敵すべき機械化せる大農經營を建設すべき素質を持つが故に、之を原則として特殊な場合や地帯にだけその補充として小農型經營を結合すること。
- 二、この機械化農業大生産を根幹としてブロック内に存在する零細農經營を再編成し、共同經營、經營規模の擴大、機械化電化等を有利ならしむる様に發展せしめる。
- 三、地力の低下を防止するため、輪作畦作維持、家畜普及に止めず、礦物質肥料を始め、各種の豊富低廉なる肥料の生産、利用、配給の實行、大規模の治水灌漑事業を水力電氣開發事業と共に遂行すること。
- 四、それによつて干水害を抑止する一方併せてアルカリ土性の改良、廣大なる濕地干拓。
- 五、その他種子の改良、價格統制、運賃諸稅諸掛の低減、合作社運動の助成等々。

右の如くして滿洲農業は一新し、飛躍的發展を遂げると共に、それに支持された工業發展を目指して成果を収め得るものと考へられるが、かくの如き一般の聲は遂に當局を動かさず、漸くその實施期に入らんとしてゐる。滿洲國農業政策に一新紀元を劃する大事業が敢行されんとしてゐる。即ち前述計畫中の機械農業の具體化であり、全滿アルカリ地帯の改良工作である。以下この二大計畫に就て述べよう。

(B) 機械農場の設置

近代的機械農業經營による農産必要物資の大量増産計畫案は、滿洲國産業部と滿洲拓殖會社に於て企畫立案中であつたが、最近その全體的審議を終り、明年度より三ヶ年計畫で實行することになつた。而してその前提工作として十月中旬より約三週間に亘つて農場候補地たる北滿移民入植豫定地の現地調査を行ひ、その調査完了を待つて直ちに具體的實行準備に着手する。決定した事業計畫の概要は次の如くである。

一、北滿に於ける移民入植豫定地より二十萬町歩を劃き、明年度より三ヶ年計畫にて、その内十一萬町歩を實際作付面積とし、残り十一萬町歩を放牧地及び休閒地とし、計畫完成後農場經營規模を漸次擴大すると共に、放牧地及び休閒地の可及的縮小化を計り、單位農場當り實際作付面積の相對的

増加を計る。

二、機械農場の設置豫定数を五十ヶ所、單位農場面積は四千町歩とし、その中十個所四萬町歩は康徳六年に開墾、七年に作付を行ひ、残り四十五ヶ所は康徳七年に開墾、八年に作付を行ひ、三ヶ年計畫を完成する。

三、機械農業經營による作物は、農産必需物資の中最も急速なる増産を要請されてゐる小麥を第一とし、計畫完成年度たる康徳八年の生産目標を十六萬噸とし、その他大麥、燕麥、包米、大豆等の作付は小麥に對する輪作形態の確立上必要とする最小限度内に止めて、その中大豆の如きは地力の低下を防ぐためその大部分を肥料に代替する。

四、本計畫の所要機械力は單位農場當りトラクター八臺、總數百五十臺とし、主としてドイツよりデューゼル・トラクターを購入し、畜力は單位農場當り馬三百頭牛二百頭、總數一萬六千五百頭、牛一萬一千頭を目標とし、その他の附屬機械農具は極力日本より補給するが、大部分は米國より輸入する。

五、而して本計畫の所要固定資金總額は約三千五百萬圓で、滿拓ではその中一部を社債に仰ぎ、残りを借入金によつて賄ひこれに對し政府は借入の斡旋及び保證をなすと共に、さらにトラクター、附

屬機械農具等の輸入に對して特別の考慮を拂ひ、且つ種子配給協會をして播種用優良種子を供給する等特殊の保護助成措置を講ずる。

尙この外天災その他の不測の災害による損失に對しては政府より相當の補償がある模様であり、滿洲國最初の大事業であるだけに各方面から多大の期待が掛けられてゐる。

(C) アルカリ地帯の改良

全滿五百萬町歩以上に達するアルカリ地帯の利用開發と云ふ事は、從來から一般に叫ばれて來たのであるが、今日迄何等積極的な工作を開始するに至らなかつた。所が産業開發計畫並に移民計畫等の重要國策の完成上にアルカリ地帯の改良利用と云ふ事が焦眉の急務となつて來た。そこで過般來産業部を中心として大陸科學院、或ひは日滿のエキスパートの間に於て種々考究された結果、之が綜合的調査を斷行し、其改良開發に乗り出すことになつた。

その調査地域は滿洲國西部に分布する約五百萬町歩のアルカリ地帯の中、吉林省、興安東省、興安北省、龍江省(南部)及び興安南省(南部)を除くアルカリ地帯の全域に亘つて調査をなし、就中遼江省、龍江省の地帯に對しては特に主力を傾注することになつてゐる。而してその調査事項は(一)アルカリ土壤の分布並に性質の概査、(二)アルカリ地帯の水利的、作物學的、畜産學的動物學的、衛

生學的概査及び農業經濟樣式の概査、となつてゐるが、康德五年(昭和十三年)十月上旬より十一月下旬に亘る五十日間で、調査團は土壤學、植物學、動力學、作物學、畜産學農産土木及び衛生學の各專攻者を以つて組織し、班を五班に分つて分擔調査する。その調査報告を俟つてアルカリ地帯利用開發委員會を設置し、調査の結果に基き實行對策を樹立することになつてゐる。

二、滿洲に於ける電氣化學工業の創設

(A) 滿洲の電力政策

鴨綠江水力發電並に第二松花江水力電氣の開發は、滿洲國の産業開發政策に大きな變革を與へつゝある。それは滿洲産業五ヶ年計畫の遂行を促進せしむる巨大なる糧であると共に、その後に来る滿洲産業經濟の中核ともなる力を包蔵してゐる。元來滿洲國に於ける動力と云へば各地に散在する石炭を原料とする火力發電のみで、全く水力の臭をも嗅ぎ得なかつた。それが急激に水主火従の電力政策に轉向し、厩大なる水力の利用が豊富且低廉に得らるゝと云ふのであるから、産業開發の上にも新しい方策が現はれて來るのは當然である。この新方針の線に沿うて登場して來たのが鴨綠江水力並に第二松花江水力を中心とする電氣化學工業の創設である。

第七節 滿洲開發の進展と中支産業の復舊

(B) 電氣化學工業の創設

第二松花江水力電氣需要工業の誘致創立に關しては昨年春同所開發工作着手後間もなく、滿洲電業會社に於て調査研究に着手し、同水力電氣を利用する電氣化學工業の誘致可能なることが發表され、吉林工業地帯化が提唱されたのである。其後同工事の進捗するに従ひ電業並に滿洲國產業部を中心として工業誘致の研究は進められ、遂にカーバイト工業を中心工業とする綜合的電氣化學工業を創設することに決定し、六十萬キロの發電設備を有する第二松花江水力發電所を背景にした吉林化學工業地帯が誕生する運びとなつた。蓋しソ聯のドニエール水力發電所を中心としたドニエール工業地帯に相似する、滿洲國統制經濟進行途上の寵兒であらう。以下決定された電氣化學工業會社の設立要綱を示して見る。

電氣化學工業會社は第二松花江發電所の餘剩電力約十億キロ時の一部と國內に於ける豊富なる石炭、石灰石、鹽、コークス等の原料を以つて、滿洲に於ける電氣化學工業の綜合的開發を目標とするものである。

一、當社はカーバイト工業を中心とする人造ゴム、石灰窒素、硫安、醋酸ベンゾール、アセトン、アンモニア、ビニール樹脂、人造纖維等の各種工業生産を行ふ。

二、當社資本金は當初三千萬圓とし、滿洲國政府二、滿洲電氣會社一の株式引受けによるが、將來日本その他より電氣化學工業關係企業家の資本的並に技術的參加を豫定する。

三、當社は電氣化學工業の綜合經營に任ずる投資會社（親會社）とし、前記各生産工業の中心原料たるカーバイトは當社が一手に製造し、事業別子會社を設立してその派生工業生産に當らしめる。

四、當社は特殊會社とし、政府は管理法を制定して、當社の主要人事及び事業計畫に對し監督統制を行ふ。

五、當社關係事業の内現在重要産業統制法に指定されてゐないものは凡べて追加指定する。

六、當社事業に對して政府は強度の國家的補助を與へる必要があるため、一定期間、一定の民間配當を保護すると共に所要電力は可及的低廉に供給し原料及製品の關稅並に鐵道運賃に就ても必要な授助措置を講ずる。

而して當社の第一期事業としてカーバイト製造と共に、人造ゴムの製造に着手するが、始め試驗工場を設立して漸次内地の技術資本と聯携し之が擴大をなす方針である。既に人造ゴム工業に對しては内地業者より之が參加を希望するものがあり、ブリツチストン・タイヤ會社の如きはいち早く滿洲國內に工場設置をなすものの如く傳へられてゐる。

(C) 電氣化學工業の將來

滿洲に於ける電氣化學工業としては既に企業化されてゐる滿洲産礬土頁岩利用のアルミナ及アルミニウム工業、南滿大石橋附近産出マグネサイト礦利用のマグネシウム工業が最も有望視され、日滿輕金屬工業界に大きな期待を掛けられてゐるが、此輕金屬工業を除く電氣化學工業としては何等見るべきものなく、純粹電氣化學工業は滿洲には新興し得ぬものの如く推察されてゐたものである。然るに豊富なる水力發電の開発と石炭、石灰石の無盡藏なる好材料は、遂に之等を中心とする各種の電氣化學工業を誘發せしむるに至つた。殊に戰時體制下に於ける代用品製作時代への移行は、在滿資源活用の積極工作を要求するに至り、この種工業の重要性が倍加されるに至つたのである。

然らば滿洲新興工業の白眉と目されるカーバイト中心各種派生電氣化學工業の將來性は如何、と云ふに今の處滿洲に於てどれ程の發展をなし得るか未知數である。が創業當初は兎も角將來に於ける發展性は重工業同様に持ち合はして居るものと云ひ得る様である。就中今次創立されんとするカーバイト中心工業は我國國防上からも經濟上からも發展せしめねばならぬ工業である。恐らく滿洲に於ては、日本に於て未だ見ぬ大規模の多角經營企業的方式を以つて、この種工業の躍進に備へるであらうと豫想される。即ちカーバイト工業を中心工業として、石灰窒素工業、人造ゴム工業、ベンゾール工業、

醋酸纖維工業、染料工業、アンモニア工業等々最高度に電力を利用し、一貫された芋蔓式綜合化學工業の進展を見ることと思はれる。

三、中支産業の復興狀態

(A) 日支紡績の共同經營

中支占領地域内の一般工業については、日本國內の事情の許す範圍内で資本の自由進出が許され、事變によつて停業してゐる支那側殘存工場に人と資金を入れ、原則として共同經營（事情により買収又は委託經營も許す）として日支共榮の實を擧げる方針が採られてゐる。

事變前の中支支那側紡績工場は錠數約百三十八萬錠、織機約一萬四千七百臺であつたが、事變により多大の被害を蒙り、現在利用出来るものは錠數約六十萬錠、織機約五千三百臺、工場數にして三十七工場である。但し上海租界内の工場は論外である。これを全部邦人紡の手で復活させれば、青島で失つた生産を補足し得るわけで、當局は被害邦人紡の報償の意味からも取り敢へずこれ等殘存支那紡を邦商當業者に夫々適當に割當てたのである。割當ての結果、邦人紡は各個に夫々の相手方と交渉を進め、共同經營なり、買収なり、或は委託經營を實行しようと努めてゐる。けれどもこれには支那側工

場の名義變更其他第三國の不當な介入、支那側工場主の回避的態度、責任者との連絡不能等の支障があつて仲々理想通りには運んでゐない。そこで一應軍管理といふことにし、相手方の態度に拘泥することなく、割當工場を邦人紡に委任經營せしめる辦法が採られてゐるやうである。

(B) 華中蠶絲株式會社

中支の重要産業たる蠶絲業については、日本内地斯業との調整を圖りつゝ事變前の状態にまで復活せしめる方針の下に、初め日本製絲關係者より成る中支蠶絲組合が滿の買付に當ると共に無錫、蘇州方面の若干の支那人製絲工場共同經營を行つてゐたが、同組合は其後當局の指導の下に日支合辦の會社組織に改組せられた。本年八月十日創立せられた華中蠶絲株式會社がこれである。

華中蠶絲株式會社は、本社を上海に持つ維新政府の普通法人であるが、多分に獨占的な特權が與へられてゐるやうで、その資本金は八百萬圓(一株五十圓、十六萬株)内現物出資二百萬圓(全額拂込)現金出資六百萬圓(第一回二分ノ一拂込)で、現物は支那側、現金は日本側(振興會社よりは出資せず)より出資せられてゐる。會社はその目的として『中支方面の機械製絲業を統制し、日支兩國間の生産及び輸出の調製を計りつゝ兩國蠶絲業の健全なる發達に資する爲め』(一)機械製絲事業の經營、(二)蠶種の製造及び配給、(三)産繭の新規利用に關する加工業、(四)必要なる土絲の賣買、及び(五)

以上各項に附帶する業務を行ふことを規定してゐる。

中支の製絲工場は主として上海と無錫に集中し、上海の工場は戦火で大半焼失したので、該會社の事業の重心は無錫に置かれてゐるが、其他蘇州、上海、杭州、湖州、嘉興、海寧、德清等にも工場を持つてゐる。此等の工場は例によつて政府の任命した評價委員會の評價に基き現物出資として資本構成の中に組入れられたものであるが、初年度には差當り無錫の約二千釜、蘇州、上海、杭州、湖州の各二百四十釜を運轉し、次年度にこれを六千釜に増加し、第三年度に約一萬釜に復舊せしめ、其後その釜數を保持する豫定で、會社の事業は創立以來極めて順調に運ばれてゐる。

(C) 其他重要工業の合辦

紡績、製絲に次ぎ中支那工業で重要性を占める製粉業についても、特にこれが復興方に考慮が拂はれてゐる。上海租界外の支那側四工場は三井及び三菱系の製粉會社に共同經營が許され、その内一工場は既に操業開始の運びに至つた。上海以外では南京の揚子麵粉廠が佐藤貫一氏に、無錫の九豐麵粉廠が上海吉田號に夫々共同經營を許されてゐる模様だ。其他地方の二、三の工場は宣撫工作の必要上から暫定的に土地の自治委員會に委任經營せしめ、現に操業中である。

セメント業は上海に一工場、南京に二工場、年産能力三百十三萬樽を算するが、そのうち上海水泥

公司与南京の江南水泥公司是小野田セメントに、南京の中國水泥公司是管城セメントに共同經營が許されてゐる。これも紡績同様當業者と支那側工場主との交渉に困難があつたので取り敢へず軍管理の名で運營せられることになり、既に工場諸施設の修繕を始め、一部は操業を開始してゐる。浦口の永利化學工業社硫酸工場（年産能力五萬噸）は東洋高壓工業會社に經營を委任せられ、復舊修理が施されることになつた。上海の江南造船所は海軍が早くより管理し、三菱重工業會社に委託して既に操業中である。

其他一般支那工業の占領地域にあるものも、努めて日支共同經營に移される筈である。只小規模の工場で當局がその經營者の復歸を承認した場合には必ずしも共同經營をなすの要なく、速かに支那人單獨で操業を開始することを歓迎してゐる。上記のほか現在までに委任經營、共同經營又は買收の許されたものは既に百件以上に上つてゐる模様である。

(D) 租界内支那人工場の活況

上海租界内にある支那人の工場は事變以來意外に活況を呈し、紡績の全運轉、製絲工場其他の新設で賑つてゐる。

租界内支那人紡績は今春來水際立つた活勢振りで、滬西にある七工場は一〇〇%の操業（六晝七夜）

(一) 滬西支那人紡操業狀況

工場名	錘數	織機	就業職工
申新第二	英、七、四〇〇	一	一、一〇〇
申新第九	八、九、三三〇	一	四、五〇〇
新裕第一	三、五、〇〇〇	一	一、一〇〇
申裕第二	二、四、九二〇	一	一、五〇〇
統益	四、七、〇七二	一	一、四〇〇
永安第二	三、一、八〇〇	一	一、五〇〇
鴻章	二、四、五八〇	一	一、一〇〇
計	三、三、二六〇	一、七〇〇	三、三〇〇
英商公益	四、〇、九七六	七、七六	一、八〇〇
總計	三、七、二五六	二、四五六	一、四、一〇〇

【註】就業職工數は推定、以上の工場は全上海總錘數の三〇%に當つてゐる。

春以來大體不變である。

租界内の製絲工場は、事變以來、二三の工場が操業してゐるに過ぎなかつたが、最近各製絲家は續續租界内（主として西部越界路方面）に新工場を設立するやうになり、今日迄に工部局宛設立登記をして新製絲工場は二十五工場、五千釜に達した。目下操業中のものは英商怡和新建兩工場の外、上海、福隆、連成、越興、建業、振輪の六工場、八百釜を算してゐる。

を續け、一日平均七、八百俵の製品商内が出来、値段は品質のよい邦人紡績よりも遙かに高値で、事變前の標準絲價

(二〇番手)二百六十五元見當のものが目下は四百元を唱へてゐる。製品の賣先は南支で廣東、福建方面は勿論、廣東經由で四川方面へ迄も賣れて行く有様である。廣東が攻略されたらこの相場がガタ落ちだらうと云つても、支那人は平氣なもので、廣東が駄目になれば安南經由で行く途がついてゐるから大丈夫だと済ましてゐる。滬西支那人紡績の操業現狀を數字的に示すと上掲第一表の如くで、これは今

第二部 總動員法發動下の日本經濟

(三) 上海租界内新設工場數

業別	工場數	職工數
製材	二	一七
家具	六	一〇七
金機	三	二〇
車輻	二	一四
煉瓦	六	三〇
紡織	七	三〇
皮革	一	八〇
飲食	五	二九
製紙	三	五八
科學	三	一六
印刷	三	六七
樂器	三	五
其他	三〇	五五
合計	三〇	五五

共同租界工部局の調査によれば、本年一月以降四ヶ月に新設せられた租界内工場は大部分小規模のものながら、その數三百六六工場に達し、就業職工五千三百五十人を數へてゐる。

右のほか、事變勃發後昨年末までに設立された工場が四百二十二工場、従業員六千五百八十四名あるから、これを合計すると事變以來本年五月一日までに設立された工場は七百六十一、工場従業員一萬一千九百三十五名となる。五月以降現在迄にも相當増加してゐる筈であるが、これは未だ判明しない。

第八節 米・英兩國景氣の現位置

以上に於て日本及び滿洲支那の政治經濟の最近の動きと見透しに就き各方面からの検討を行つたが、更に眼を轉じて世界を一瞥しよう。世界政治に就ては別に第四部で述べることとし、ここでは世界景氣就中英米景氣を概観しよう。世界景氣の今後を見透すために是非とも觀察を加へて置かねばならぬ問題が英米景氣の動向であることは云ふまでもないからだ。斯う云つた意味で世界景氣の現狀を見るに昨年秋季に始まつた米國恐慌は多かれ、少なかれ世界諸國に波及し、殊に農業國の景氣は本年第二四半期以降、急速な悪化傾向を辿つてゐる。然るに米國の景氣は斯うした世界景氣の悪化を尻目に今夏以來それ以前に見せた恐慌への轉入テンポにも増して力強い回復に向つてゐる。

一方、一時は世界恐慌の第二のセンターとなるのではないかと思はれた英國の景氣も昨今從來に較べ幾分變つた様相を呈してゐるが、その世界景氣に與へる影響は、此の國が多く植民地を持つてゐることを考へれば看過し得ないものがある。斯う云つた意味に於て以下米國並に英國景氣の現狀に若干の分析を加へ、世界景氣の今後を見透すための參考に供しよう。

一、米國景氣の回復と其の持続性

(A) 景氣は引續き上昇を辿る

(二) 米國の景氣指標

月	最高	最低	平均	工業株三十種	鐵道株二十種	月末卸賣	事業活動
本年一月	三三・七	二九・七	三二・七	一〇九・九	九七・五	六・四	七・四
二月	三三・七	二九・七	三二・七	一〇九・九	九七・五	六・四	七・四
三月	三三・七	二九・七	三二・七	一〇九・九	九七・五	六・四	七・四
四月	三三・七	二九・七	三二・七	一〇九・九	九七・五	六・四	七・四
五月	三三・七	二九・七	三二・七	一〇九・九	九七・五	六・四	七・四
六月	三三・七	二九・七	三二・七	一〇九・九	九七・五	六・四	七・四
七月	三三・七	二九・七	三二・七	一〇九・九	九七・五	六・四	七・四
八月	三三・七	二九・七	三二・七	一〇九・九	九七・五	六・四	七・四
九月	三三・七	二九・七	三二・七	一〇九・九	九七・五	六・四	七・四
十月	三三・七	二九・七	三二・七	一〇九・九	九七・五	六・四	七・四
十一月	三三・七	二九・七	三二・七	一〇九・九	九七・五	六・四	七・四
十二月	三三・七	二九・七	三二・七	一〇九・九	九七・五	六・四	七・四

(註) 今年十一月は廿六日迄、卸賣物價はムーデー日々指數、事業活動指數はアナリスト誌調

六月半ばから上向きに轉じた米國財界の動向は三ヶ月餘の上昇の小反動と、恰も歐洲に突發した戦争の不安とで、九月に入つて部分的に稍々下押しの氣配を見せたが、その後十月に入つて再び好轉を取り戻しつゝある。景氣の先行を最も鋭敏に反映する株價に就て見れば第一表の示す如くスティーブル株價は十一月に七

○弗臺を示し九月廿八日の安値五〇弗から二〇弗を戻し、三月の安値三八弗から見ると實に三二弗、八割以上の昂騰である。工業株三十種平均相場、鐵道株二十種平均相場も同様に底固い氣配を見せてゐる。物價もムーデー日々指數によれば、十、十一月と稍々伸び悩みの形ではあるが、十一月廿六日現在の二四四・二を本年度の最低位地たる五月の二三〇・二に較べれば、尙ほ一一％一を上廻つてゐる。

更に之を今回の米國景氣回復に於ける特徴點をなしてゐる工業生産に就て見れば向上の跡は同様に顯著である。即ちこれを現在判明せる八月までの工業生産指數に就て見れば、第二表の示す如く總指

(二) 米國工業生産指數

月	總指數	生産材	消費材
一月	六七・二	六八・八	六九・九
二月	六八・四	六九・〇	七〇・二
三月	六九・四	七〇・四	七一・九
四月	七〇・七	七一・五	七二・二
五月	七二・九	七三・八	七四・七
六月	七四・七	七五・五	七六・八
七月	七六・七	七七・二	七八・三
八月	七八・九	七九・六	八〇・一
昨年八月	七五・八	七六・一	七六・五

註 國際聯盟月報による。

數は五月の六三・九を底として順調な上昇を續けてをり、八月には略ぼ昨年十一月の位地に等しい七三・九にまで戻してゐる。また此の工業生産指數を生産材と消費材とに分けて觀れば、生産材は六月の四一・五を底として上昇に轉じ、八月には五二・六を示し僅か三ヶ月間に二六％七と云ふ大中の回復を記録してゐる。消費材は四月の七八・一を底として上向き八月には九二・一を示し、五ヶ月間に一一％七の増大を來してゐる。

これによつて我々は米國景氣の回復が先づ消費材部門の生産増より

表二 米國建築契約の現況

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一九三七年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九三八年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九三九年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四〇年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四一年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四二年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四三年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四四年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四五年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四六年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四七年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四八年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四九年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九五〇年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228

は認められない。併し部分的にはこの部門にも最近期待が持たれる情勢になつて来た。即ち繊維工業部門に於ける六月以降の増産傾向は依然堅持されてをり、原棉、羊毛の消費高も高位地を保つてゐる。最近まで不振を報ぜられてゐた自動車生産部門に於ても、漸く増加の傾向が窺はれ、十月十五日に終る一週間の生産量数は五萬臺を超えて五月第一週以來の記録を劃した。

而して茲に特に注目すべき事實は建築契約が住宅建築の活況から可成り増加しつゝあることである。八月までのところ建築契約高は、第五表の示す如く一九三七年度に於けるより低位地にあるが、

(五) 米國建築契約 今後、春以來に示されてゐる増加傾向が續けば本年末には昨年度の契約高を突破するだらうと見られてゐる。若しさうなれば、此の建築活動は米國景氣の支柱として相當大きな役割を果すことゝならう。

高(單位百萬弗)

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一九三七年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九三八年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九三九年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四〇年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四一年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四二年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四三年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四四年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四五年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四六年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四七年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四八年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九四九年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228
一九五〇年	1,883	2,121	2,369	2,915	3,337	3,750	4,163	4,576	4,989	5,402	5,815	6,228

(B) 景氣回復の背後にあるもの

斯うした米國景氣回復の要因をなしてゐる工業生産増大の背後にあるものは云ふまでもなく手持商品在荷の減少と引續く輸出の好調である。周知の如く昨秋に始まつた恐慌開始の最大要因の一つは物價の先高見越し並に勞働不安激化を豫想して行はれた思惑買による不健全なる手持商品在荷の累積で

あつた。然るに今春以來當業者が自發的に行つた生産制限と政府のスベンディングとによつて、一年後の今日に於ては斯かる不健全な手持商品在荷は製造業者、問屋筋小賣業者の何れの方面に於ても餘程減少を來してゐる。

(六) 米國主要六十六社在荷

会社	一九三七年六月末との比較	一九三七年六月との比較
一 航空機業	112.7	113.1
二 自動車業	105.0	105.1
三 建築材料業	100.0	100.0
四 化学工業	100.0	100.0
五 食品工業	100.0	100.0
六 家具業	100.0	100.0
七 金銀業	100.0	100.0
八 石油業	100.0	100.0
九 繊維業	100.0	100.0
一〇 機械業	100.0	100.0
一一 運輸業	100.0	100.0
一二 其他	100.0	100.0
合計	100.0	100.0

註：ナショナル・リサーチ・銀行月報(八月)より

製造業者の手持在荷の現状は詳かになし得ないけれども、去る六月末にナショナル・リサーチ・銀行が行つた主要六十六社の業種別手持商品在荷の調査によつてその一斑を窺ふことが出来る。即ち第六表の示す如く去る六月末に於ける六十六社の手持在荷の合計額五十八萬弗は昨年十一月末に較べ夫々二一%、一五%の減少を記録してゐる。此等の中、自動車業、航空機業、機械製作業の手持在荷の減少が著しいことは生産部門の生産テンポの急速であつたことを裏付けるものと云へよう。

また問屋筋並に小賣方面に於ける手持商品在荷の減

(七) 倉庫並に百貨店在荷高

月	一九三七年	一九三八年	一九三九年
一月	20.0	20.9	21.0
二月	20.4	20.9	21.0
三月	20.8	20.8	21.0
四月	20.7	20.5	21.0
五月	20.9	20.7	21.0
六月	20.1	20.3	21.0
七月	20.6	20.6	21.0
八月	20.7	20.6	21.0
九月	20.0	20.6	21.0
十月	20.1	20.6	21.0
十一月	20.6	20.6	21.0
十二月	20.2	20.6	21.0

註：倉庫在荷は商務省調、公營倉庫在荷、百貨店在荷は聯邦準備局調
(一九三—一九三九)季節變動除去

少を公營倉庫在荷並に百貨店在荷に就て見れば第七表の示す如くである。即ち商務省調査による去る六月の倉庫在荷高は略々昨年同月の位地まで減少してをり、又聯邦準備局の百貨店在荷指数も本年八月には六七を示し、昨年同月より一四%一の低位地にあり、一昨年八月以來の激減に當つてゐる。

(C) 好轉を妨げる諸要因

斯う云つた手持商品在荷の減少や輸出の好調と云ふ背景によつて米國景氣は今日の如く回復を來し

（一）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （二）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （三）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （四）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （五）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （六）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （七）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （八）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （九）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （十）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （十一）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （十二）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （十三）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （十四）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （十五）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （十六）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （十七）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （十八）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （十九）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）
 （二十）米穀の増産（米穀の増産は米穀の増産に資するものなり）

と、(四) 農務省の機構改革断行、の四項目を実施するに決したと報ぜられる。加工税復活の如き、議會を支障なく通過するか否か、假に通過したとしてその實效如何は問題だ。がそれにしても農村購買力減は今秋初めて現はれた障害でなく、従つて積極的な悪材料でないことは云ふ迄もない。貿易にしても、世界的軍擴は或程度米國の輸出を持続せしめる作用をなすし、且又米國の景氣は主として國內

(九) 英國事業活動 指數(一九三〇=100)
 一九三〇年 一九三一年
 九月 九〇・〇 一一三・五
 十月 九〇・〇 一一三・〇
 十一月 九〇・〇 一一三・五
 十二月 九七・五 一一二・〇
 一月 九七・〇 一一一・五
 二月 九七・五 一一〇・〇
 三月 九六・〇 一〇七・〇
 四月 九四・五 一〇四・五
 五月 九三・五 一〇三・〇
 六月 九三・〇 一〇三・〇
 七月 九二・〇 一〇三・〇
 八月 九〇・〇 一〇三・五

二、小康状態にある英國景氣

(A) 上昇傾向を辿る英國の株價
 昨年十月以降後退傾向を辿つた英國の景氣は本年第二四半期に於て加速度的に悪化し、一時は世界恐慌の第二のセンターとなるのではないかと思はれる状態を示したが、如何に景氣の後退テンポが急速であつたかは、エコノミスト誌の事業活動指數が第九表の示す如く昨年九月から本年八月に至る一年

間に示した後退率九%七を一九二九年の恐慌に於いて、同年九月から翌一九三〇年八月に至る一年間に示された後退率九%二と較べることによつて明かだ。

ところが、最近に於ける英國景氣の動向を見ると景氣の先行を最も鋭敏に反映する株價に從來と稍異なるつた様相が現はれてゐる。即ち之を倫敦工業株二十五種平均指數に就て見れば、第二表の如く

(十) 倫敦工業株二十五種平均指數

一月	一五・七〇	一九二九年
二月	一五・〇〇	一九二九年
三月	一三・〇〇	一九二九年
四月	一四・〇〇	一九二九年
五月	一四・〇〇	一九二九年
六月	一三・〇〇	一九二九年
七月	一三・〇〇	一九二九年
八月	一三・〇〇	一九二九年
九月	一三・〇〇	一九二九年
十月	一三・〇〇	一九二九年
十一月	一三・〇〇	一九二九年
十二月	一三・〇〇	一九二九年

九月の九四・七を底として、十月には九八・三、十一月(廿一日)は一〇〇・二へと順調な上昇傾向を辿つてゐる。勿論これを昨年同月に較べれば遙かに低位置にはあるし、これを本年七月の位地に較べても未だ低い。先づ八月中旬の位置に歸つたと云ふ位のものである。換言すれば、チェッコ問題解決による小反撥とも見られるかも知れぬ。然し夫にしても、紛争が解決して既に一ヶ月餘の今日に於て尙ほかうした上昇傾向の持續されてゐる處に底堅い氣配を認めざるを得ない。

(B) 目先小康の產業界

斯う云つた英國株價の上昇傾向には勿論英國景氣の回復や、磅安による海外競争力の強化が作用してゐるであらうが、また產業界の實勢が從來に較べ

幾分小康を呈してゐると云ふ理由をも見逃さない。

今、これを近着のエコノミスト誌(十月十五日並に廿二日)によつて窺ふと今回の恐慌によつて最も深刻な打撃を蒙つた石炭業、鐵鋼業、綿業に於てさへ多少明朗な空氣が漂つてゐる。

先づ石炭業に就て見れば、シェフィールドの石炭界は國內並に輸出市場の兩方面に互る需要の増大傾向によつて明るい空氣が窺へる。即ち國內に於ける家庭向けの優良種並に工業用燃料種共に需要は

(十一) 英國鐵鋼生産高(單位千噸)

一月	一九二九年
二月	一九二九年
三月	一九二九年
四月	一九二九年
五月	一九二九年
六月	一九二九年
七月	一九二九年
八月	一九二九年
九月	一九二九年
十月	一九二九年
十一月	一九二九年
十二月	一九二九年

良好であり、又濠洲や北歐からも可成りの需要が起つてゐる。次に鐵鋼業の近状を見れば、多くの場合、買手はその數量並に引取期限に就ては制限を加へてはゐるが、鉄鋼に對する需要は良好で、滞貨の減少と契約の更新が漸く認められる。シェフィールドの鐵鋼市場に於ても先行は可成り樂觀的な豫想が行はれてをり、事業は活潑とまでは行かないが、多くの注文が行はれてゐる。特殊鐵鋼、建築鋼材、鐵筋に對する需要は餘程改善されてゐる。又、屑鐵市場に於ても消費者はその購入數量には制限を加へてゐるが、需要回復の兆候が認められる。事實昨年十一月の百十七萬八千噸を最高として毎月減退傾向を辿つた鐵鋼生産高は第十一表の示す如く八月の六十五

萬九千噸を最低として九月には七十五萬五千噸へと始めて増加を見せるに至つてゐる。

更にマンチエスターに於ける綿業の近状を見れば、國內向けの綿絲、綿布類に對する註文の増大傾向は維持されてをり、買付契約高は従前に較べ相當増大してゐる。主要買付業者は近い將來に於て、より有利な買付機會は來ないとの結論を有してゐる。更に海外からの需要も旺盛となつて來てをり、特に印度、南米、スカンヂナビア諸國、獨逸、瑞西からの各種綿布類に對する註文が増大しつゝある。

(C) 上昇に轉するか

斯う云つた株價や産業界の近況は英國景氣の傾向に幾分の變化が起つてゐることを意味する。然らば、それは英國景氣の基調に根本的な變化を齎すものと云ふに、さうだと断定するには時期はまだ餘りに早い。成程、既に見た如く石炭業、鐵鋼業、綿業等に對する需要は一時に較べ幾分増大してゐることは否定出來ないが、それは強い回復に向つての需要ではなくそれに先行した極度の需要減退の反動だと見られるからである。

例へば、これを鐵鋼の消費に就て見るに、エコノミスト誌の鐵鋼消費指數は第十二表の示す如く本年初頭以降文字通り萎縮傾向を辿つてをり、本年八月の九〇・〇は昨年同月の一四〇・〇に較べ三五%の激減に當つてゐる。斯う云つた需要の激減に對して英國の鐵鋼業者は本年初頭以降、極端な生

(二) 英國鐵鋼消費指數

費指數	一九三六年	一九三七年
一月	一四〇・〇	一四〇・〇
二月	一四〇・〇	一四〇・〇
三月	一四〇・〇	一四〇・〇
四月	一四〇・〇	一四〇・〇
五月	一四〇・〇	一四〇・〇
六月	一四〇・〇	一四〇・〇
七月	一四〇・〇	一四〇・〇
八月	一四〇・〇	一四〇・〇
九月	一四〇・〇	一四〇・〇
十月	一四〇・〇	一四〇・〇
十一月	一四〇・〇	一四〇・〇
十二月	一四〇・〇	一四〇・〇

産制限を行ふと共に、鐵鋼の輸入にも思ひ切つた抑壓を加へて來たのである。この努力が去る九月に漸く實を結び、前月に較べ、始めて一四%の生産増を齎らす結果となつたのであるが、これを昨年同月の生産増加率一七%八に較べれば遙かに弱いものだ。更に例年九月は季節的に生産の増大を來す月であることを考慮に入れれば、これだけで直ぐ前途の樂觀は出來ない。石炭に對する需要喚起も多くは季節的なものであり、綿業の位地もまだ低い。去る八月一日から十月十四日に至る期間に紡績工場に引渡された原棉數量四十七萬九千俵を昨年同期の五十六萬俵に較べれば此の間の事情は明かである。かうした英國景氣の一面は失業者數にも現はれてゐる。例へば第十三表の如く八月に稍々減少を示した失業者は九月に入つて再び増加してをり、特にそれが綿業、鐵鋼業、機械工業に於て甚だしい。即ち去る九月十三日の失業者百七十九萬八千人を八月十五日に較べると三萬九千人の増加であるが、此の中、綿業、鐵鋼業、機械工業の三部門に於ける失業者の合計が一萬三千を占めてゐる。

(D) 今後の景氣を動かすもの

第八節 米・英國景氣の現位置

(十三) 英國失業者
數(單位千人)

一月	一、六〇〇
二月	一、五五三
三月	一、八〇〇
四月	一、五〇〇
五月	一、五〇〇
六月	一、五〇〇
七月	一、五〇〇
八月	一、五〇〇
九月	一、五〇〇
十月	一、五〇〇
十一月	一、五〇〇
十二月	一、五〇〇

(註) 被保險者失業者數

勿論就業狀態は、景氣の先驅者ではなく、寧ろその結果だと見てよい。失業者の依然たる漸増は、今後の購買力に悪影響を持つが、いまのところ、それよりも今後の英國景氣を決する基本事情は、外國貿易の動向と、軍事費の増勢如何にかゝつてゐると見るべきであらう。そして第一の點、即ち外國貿易に關する限りまだ大きな期待をかけることは時期尙早と云ふほかない。磅貨の下落にも拘らず植民地諸國の情勢に早急な好轉の希望をつなぎ得ないからだ。英國政府が英米通商協定の締結を急いだり、東歐諸國に借款を供與したり、又磅貨の低落に對して積極的な措置を講じない理由はかうした見透しの結果だ。英國の輸出は九月に幾分見直してゐるが其の傾向に本質的な變化が起つてゐると見られぬことはエコノミスト誌の報ずるところだ。

かゝる情勢に對し、再軍備の強行が何程の刺戟劑となるかが次の問題だ。政府は一九三八—一九三九年に於ては三億四千三百二十萬磅に上る巨額の國防費の支出を計上してゐるが、重工業が多くの部門で過剩設備に悩んでゐる今日、これとても昨年頃までのやうな好材料たり得ないだらう。當面の英國景氣は、最悪期の底を衝いて、暫く横這ひの時期に入つたに止まるのである。

第三部 抗戰支那は何處へ行く？

序

廣東、漢口の失陥によつて國民政府は愈々海港を失ひ、中原を去つて、西南奥地に踞踏せざるを得なくなつた。日本政府は、之に對して、地方政權の烙印を押してしまつた。勿論今後と雖も、「國民政府を相手とせず」といふ我國の態度に變りはなく、膺懲の手を緩めないことは、今更言ふ迄もない。併し我が政府は十一月三日の聲明に於て「固より國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し、其人的構成を改替して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては敢て之を拒否するものにあらず」と述べ、國民政府に我方の要求する行き方を示したのである。

だが一方國民政府は、頑として右の聲明を否定し、飽く迄抗戰を繼續すると稱して依然たる強硬態度を示してゐる。併し果して國民政府要人の眞の肚はさうであらうか。假りに抗戰を續けるとしても、

一體それに耐へ得る經濟力があるのであらうか。かうしたことを的確に判断することは無論難しいに相違ない。が、國民政府の今後據つて建つ處の地盤、及びその基礎的條件を冷靜に見究めることは、そのための手がかりとなることは否定し得ないであらう。

本年報前輯では『漢口戦後の支那はどうなるか』なる題下に、國共合作の前途、國民政府の抗戰能力、浙江財閥の抗日戦に對する態度、支那を繞る列強の動向等の基本的問題を分析したが、此の輯では進んで、武漢、廣東の失陥は如何に國民政府を打撃したか、國民政府の新據點たる西南支那の經濟力はどうか、國民政府の計畫しつゝある西南支建設の實現性は如何等の問題を分析したい。そして讀者と共に抗戰支那の行方を按じ、支那事變は何時まで續くかを考へて見たいと思ふ。今次事變が『長期戦』であり、國民は『長期建設を覺悟せねばならぬ』こと政府の屢次聲明するところだが、同時に事變の見透し、就中國政府の抗戰能力を絶えず觀察しておくことは必要である。國民政府が何時まで抗戰を續け得るか、國民政府は何時まで存續し得るかを知ることが、事變の前途と、そして日本經濟の將來を考へる上に逸することの出来ない大きな要素だからである。

第一節 武漢・廣東失陥の打撃

漢口は奥地支那の中心であり、廣東は對外的生命線となつてゐたのだから國民政府にとつて兩都を失ふことの致命的打撃なるは言ふ迄もない。今後は文字通り地方政權に顛落して、奥地に躡跡せざるを得なくなるのだ。そこで、かうした蔣政府の今後を見透すには、先づ漢口、廣東の陥落が如何なる意義を持つかを具體的に觀ておかねばならない。

武漢三鎮は、周知の如く揚子江の中流に位し、湖北を横切り河南、陝西に迄及んでゐる漢水の合流點に當つてゐる。又鐵道は北は北京に至る京漢線、南は廣東に通ずる粵漢線が相會してゐる。斯様に水陸交通の中心地となつてゐるので、古來『九省の會』と稱せられ、奥地の門戸となり、物資の一大集散地となつてゐるのであるが、いま海關の統計に依つて、漢口の國內貿易額（移出、移入合計）を見ると、次頁第一表に示すやうに、支那五大港中上海に次ぐ數字を示してゐる。而もこの數字は轉口税を支拂つたものを基礎としたものであるから、此外に所謂民船に依つて運ばれ、又運び去られる貨物が漢口の場合特に多いことが考慮すれば、漢口の國內貿易上の重要性は、此の數字が示すよりも大

きな管である。

(一) 支那五大港の國內貿易額

比較(單位百萬元)

年次	漢口	上海	天津	廣東	青島
一九三七年	三三	六九	一三	一三	六
一九三六年	三三	六九	一三	一三	六
一九三五年	三三	六九	一三	一三	六
一九三四年	三三	六九	一三	一三	六
一九三三年	三三	六九	一三	一三	六
一九三二年	三三	六九	一三	一三	六
一九三一年	三三	六九	一三	一三	六
一九三〇年	三三	六九	一三	一三	六
一九二九年	三三	六九	一三	一三	六
一九二八年	三三	六九	一三	一三	六
一九二七年	三三	六九	一三	一三	六

では如何なる物資が集散するかと言へば、桐油、大豆、棉花、棉實、茶種、蠶豆、胡麻、小麥、麻、豚毛、牛皮及び牛骨、山羊皮、生漆、アンチモニー等が主たるもので、重要な支那特産物は殆んど網羅されてゐると稱してよい。これらは何れも上海を經由して輸出されたものだ。従つて漢口を失ふことは、奥地支那の經濟的中心を失ふことになるのである。のみならず交通上から見ても、西北支と西南支の連絡を断たれるし、政治的、軍事的にも全支に威令を行ふことが出来なくなる。「武器を制するものは支那を制す」と謂はれるが、國民政府は其の逆の結果に陥るわけだ。

斯く國內の中心を喪失したのみでなく、我軍の南支攻略に依つて、國民政府は唯一の對外ルートたる粵漢、廣九兩鐵道を喪失しにされ、貿易港としての九龍、廣東を奪はれてしまった。北中支の海港を失つた後の國民政府の輸入港は九龍、輸出港は廣東となつてゐたことは、最近の海關統計にも現はれてゐるが、本年一月から九月迄の累計で見ると、九龍の輸入額は一億三千七百萬元と昨年同期の三倍の數字を示し、廣東の輸出額は四千二百萬元で二倍餘となつてをり、全支總額に占むる位地は、前

者が五%五九から二〇%五四後者は六%五八から一七%二四へと躍進してゐる(第二表参照)。これは、輸入品は香港から九龍に來り、そこから廣九、粵漢兩鐵道に依つて北上する一方、歸り車では桐油、アンチモニー等漢口其他に集まつた特産物が南下して、廣東より輸出されたことを示すものである。そして最近國民政府の貿易統制策が効を奏したためか貿易尻は輸出超過を示してゐたのが、廣東を失つた今後は輸出入共殆んど出来なくなるのだから、經濟的に大打撃である。

經濟的に大打撃なるのみでなく、海外からの武器輸入を殆んど決定的に阻止されるから、國民政府今後の抗戰力は大いに弱められることになる。更に政治的には、外國との連絡が不如意となり、列國の對支援助は其の具現化を少からず阻害される。

尤もこれで對外的ルートが全然無くなつた譯ではない。佛領印度支那の海防から河内を経て雲南に通ずる鐵道、同じく廣東省龍州に至る鐵道があり。英

(二) 南支主要海關貿易額比較

一九三七年一月九月 三八年一月九月

項目	一九三七年	三八年
廣東(輸入)	二七、一六六	五、二五
廣東(輸出)	一九、八四	三、三二
九龍(輸入)	四、六四七	一、七〇
九龍(輸出)	二、三三	〇、七
全支(輸入)	三三、六八	六、九六
全支(輸出)	二二、一七	四、〇二
合計(輸入)	三〇、七三	二、二七
合計(輸出)	一〇、〇〇	一〇、〇〇

那からの二本の鐵道だが、之は一メートル・ゲージの狹軌で、其上山岳重疊せる中を貫くものであるから、其の輸送力は大したものでなからう。然し乍ら他に有力な輸送ルートのない今後は、否應なしにこの鐵道に依存しなければならぬ。たゞ、雲南及び廣西の南寧方面からは湖南、四川に通ずる公路が出来てゐるやうであるから、對外的中心地としては將來恐らく雲南、南寧が登場するであらう。そして國內的には、公路に通ずる四川省の重慶及び湖南省の衡陽が中心地となるのであらう。そ

然し右に述べた如く對外交通路は到底大量輸送に耐へ得るものでなく、又國內を結ぶ幹線鐵道が皆無となつたのであるから、今後國民政府の地盤として残された西南支那は、經濟的にも、政治的にも中心を失つて、全く近代の統一性を喪失することとなる。かく觀て來れば、漢口、廣東の失陥は如何に國民政府にとつて大打擊なるかが判るのである。

而もこゝになほ注意を要することは、漢口、廣東の攻略によつて、我軍の飛行基地が著しく前進せられるであらうことだ。その爲め比較的安全とされた此等奥地交通路も、更にその價值を低めざるを得ないのである。

第二節 國民政府の新據點・西南支那

漢口、廣東の經濟的重要性と、従つてそれ等の喪失が齎す蔣政權への打撃とは既に前節によつて略ぼ明かになつた。にも拘らず、蔣介石は國民參政會議に一書を送つて「武漢と廣東との陥落は日軍を奥地に誘ひ込む豫定の行動であり、これに對する備へは既に充分出來上つてゐる、着々進めつゝある西南支建設がこれを裏書きする」と述べてゐる。果してその通りであらうか。西南支那の持つ經濟力、其の交通路、西南支建設計畫を觀察しよう。

普通西南支と呼ばれる場合、廣東、廣西、雲南、貴州、湖南及び四川の六省を包括した地域を指す。このうち廣東は既にその主要部分が我軍の占據する所となつたから、これを除いた地方が蔣政權の今後は、確に抗戰の餘地が充分あると云へるだらう。そしてその地域の廣大さと抱擁する人口の多い點に於ても亦正確さを保し難いが、廣東を含めた西南六省の面積と人口とを英文「中國年鑑」によつて拾つて見ると人口の調査年度は各省により一定せず、面積に於ては支那本部十八省の四割五分に近く、人口

に於ても三割六分、一億四千萬人に及んでをり、廣東を除いても尙ほ此の比重はそれ／＼三割九分及び二割八分を占める。雲南、貴州は流石に人口の密度が低い、湖南、四川の兩省はその他支那本部十二省に匹敵する密度を示してをり、それは植民地をも合せた我國の密度に略々近い。

一、西南支の經濟力

併し乍ら、産業の側面から見ると、甚だしく立遅れの態で、僅に原始農産物によつて自給し得る程度に過ぎない。勿論農産物の種類によつては相當の輸移出力を持つてゐる。例へば實業部中央農業實

驗所が民國廿五年の産額最終見積りを基礎に作成したと云ふ、西南五省（廣西を缺く）の對廿一省農産額比率に従ふと、上掲第一表の如く、米は四七％に及び、蠶豆、葉煙葉、茶種等も四〇—五五％を占める有様だ。けれどその他雜穀、小麥、棉花等は他からの輸入に俟たねばならず、事實相當の移輸入が行はれてゐる。中行月刊が各種の統計から推定した西南六省の米、小麥、雜穀の三種の生産及び消費額によつて

(一) 西南五省主要農産物の對全支比率(%)

稻	米	粟	高粱	薯	花生	棉花	落花生	芝麻	茶	葉煙草	蠶豆	燕麥
四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七

(備考) 廿一省合計に對する廣東、雲南、貴州、湖南、四川の比率で、廣西を缺く。昭和十二年の見込産額。中行月刊による。

見ても、第二表の如く、米が約九千萬擔の剩餘を示すのみで、小麥と雜穀とは共に二千萬擔前後の不足を告げてゐる。廣東省を除外しても、此の關係は變らない。主要な通路の遮断による各省間の運輸の支障は暫く別にしても、此の農産物の過不足を調整するだけでも相當の問題たるを失はぬであらう。そして多數軍隊への食糧支給が、更に新たな問題を提供する譯だ。

(二) 西南六省の糧食生産消費見積(百萬担)

省	米	小麥	雜穀	總計
廣東	一七九・一	一・二	一・一	一八一・四
廣西	一〇・〇	一・一	一・一	一二・二
雲南	一五・八	一・一	一・一	一八・〇
貴州	一八・一	一・一	一・一	二〇・三
湖南	一三六・〇	一・一	一・一	一三八・二
四川	一七五・一	一・一	一・一	一七七・三
計	六三九・一	七・七	七・六	六五四・四

(備考) 昭和九—十一年の三ヶ年平均。中行月刊による。

上り、世界一と謳はれてゐる。その産出高も一萬噸と二萬噸の間を往來し、世界總産額の六、七割を占める。錫の埋藏量は不明だが、産額は支那全體で年一萬噸、うち七千噸迄が雲南産に屬し、その他を合せるならば西南支だけで九千噸を超えるやうだ。その他鉛、亞鉛等も西南、就中湖南は支那での

第三部 抗戰支那は何處へ行く？

主産地でありその鑛石産額は、昭和十一年の實績によると、鉛五千噸、亞鉛一萬噸を數へてゐる。併し假令右の如き鑛産物があつた所で、これを海外に輸出することは、粵漢線を失つた今日、頗る困難となる。殊に最も重要な湖南のアンチモニーにしても、若し長沙を我軍に占據されれば、唯一の集散、製鍊の中心地を失ふことになるのであるから、支那側にとつて殆んど無價値のものとなるであらう。

(三) 各種鑛産物埋藏量

石炭	鐵鑛	マン	マンゲ	ウシチ
廣東 四三、〇〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
廣西 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雲南 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
貴州 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
湖南 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四川 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

尤も、かうした白金物以外の一般鑛産物、例へば、石炭、鐵等になると、事情は變つて来る。調査の行き届かぬ爲めもあらうが、先づ石炭に於ては四川の埋藏量が九十八億噸と推定せられてゐるほか、雲南、貴州、湖南も十億噸を超えるが、廣西は頗る貧弱だ。而もこれは埋藏量であつて、産額となれば西南支の位置は更に低く、手掘を以て附近の小地域に供給する以外、近代的な採掘は殆ど行はれぬ。『中國鑛業紀要』に従へば、昭和九年の六省石炭産額は湖南の九十萬噸が最も多く、雲南、貴州、廣西の如き十萬噸前後だと記せられてゐる。鐵鑛石の埋藏に至つては更に貧弱で、湖南以外には殆ど見る

(四) 西南支紡績業

既設	建設中	資本金	錠數	織機	工人
廣東第一紡績廠	湖南第一紡績廠	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇〇	九〇〇
衡中紡績公司	嘉陵紡績廠	三、〇〇〇	五、〇〇〇	二〇〇	六〇〇
雲南紡績廠	雲南紡績廠	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一〇〇	三〇〇

べきものがないらしい。

勿論工業の現状から推せば、西南支には、石炭、鐵の必要性は恐らく問題とならぬであらう。それ程に此の地の工業は未發達だ。最も手近な紡績工業にあつても、今度の工場移轉前建設せられてゐた近代式工場は湖南と廣東に各一つを數へるに過ぎなかつた。このほか、建設中のものに衡中(湖南省)、嘉陵(四川)、雲南の三工場があるが、此等を合せても總錠數は二十萬錠に満たない(第四表参照、『中行月刊』による)我國三流紡績一社の設備にしか當らぬ譯だ。廣東を除くれば、更に貧弱なものとなること云ふ迄もない。

(五) 西南六省工廠統計

廣東	廣西	湖南	貴州	四川	雲南	合計
マツ	一	一	一	一	一	六
紙	一	一	一	一	一	六
製革	一	一	一	一	一	六
生絲	一	一	一	一	一	六
硫酸	一	一	一	一	一	六
製鹽	一	一	一	一	一	六
セメント	一	一	一	一	一	六
煙草	一	一	一	一	一	六
水道	一	一	一	一	一	六
電氣	一	一	一	一	一	六

食料品工業に就ても略ぼ同様のこと云へる。ただ氣候の關係から製糖業が比較的盛んで、廣東省の如き昭和九年に五十萬俵の生産を示した。その後省

政府で六工場の新設を計畫し、廣西省又二工場の建設に着手しつゝあつた。廣東のそれは、潮州（汕頭附近）惠洲の一帶を主産地とするから、我軍の上陸の爲め國府側には殆ど寄與しないことにならう。四川も相當の産糖を示すが、自足が漸くと云ふ狀況だ。また麵粉工場は全國で八十九を數へるうち西南支は僅に二工場年産十九萬袋足らずで、それも二つ乍ら湖南省に存在してゐる。尙ほ、産額は明瞭でないが、工業化の幼稚さを表はすいま一つの指標として、前頁第五表にその他雜工業の工場數を中行月刊から引用しておいた。

大まか乍ら、以上で西南支の經濟的基礎が推知せられると思ふ。而も湖南は我軍に近く押さへらるべき運命にある。其打撃は以上に見た湖南省の持つ豊富な諸資源からも充分に窺はれるであらう。だからと云つて直ちに蔣政權の崩落を豫想するのは早計であるが、少くとも經濟的に今後相當の苦痛をなめるであらうことは想像に難くない。

二、西南支の交通路

國民政府が、今後西南支に據つて陣容を維持するには、先づ何よりも交通網の整備を必要とする。前に述べた西南諸省の資源を利用し、開發するためにも、又海外より物資の供給を受くるにも、鐵道、

公路が通じなければならぬのである。而して、此の交通路の建設のためには英佛の援助が必要なることは勿論であり、現に二、三の借款も噂されてゐるが、今後英佛が果して如何なる態度に出るかは充分注目されてよいだらう。この意味に於て、西南支交通路の現状と建設計畫の概要を検討して置かう。

先づ西南支に於ける鐵道を見れば、粵漢鐵道、滇越鐵道の幹線の外に廣九鐵道、新寧鐵道、潮汕鐵道、碧石鐵道、白廟子—太田坎鐵道等の短線のみである（此中粵漢、廣九兩鐵道は既に我軍により遮斷されてゐることは言ふ迄もない）。國民政府は事變前鐵道建設五ヶ年計畫を建て、此等の短線を連絡して西南支の交通網を完備するため、總工費五億二千八百萬元、總延長四千二百五十八軒に上る次の如き幹線の敷設を企てゝゐた。

- 一、成渝鐵路—成都—重慶（五二三軒）
- 二、湘黔鐵路—株州—貴陽（一、〇〇〇軒）
- 三、川黔鐵路—重慶—貴陽（五一六軒）
- 四、川滇鐵路—重慶—昆明（一八四軒）

- 五、湘桂鐵路—衡陽—桂林（三六五軒）
- 六、桂黔鐵路—貴陽—柳州—桂林（六二〇軒）
- 七、粵桂鐵路—桂林—梧州—三水（四五〇軒）

此の五ヶ年計畫も事變の勃發によつて挫折するの止むなきに至つたが、西南支那の重要性の深まるにつれて、國民政府は之等の外に、次の如き諸線の建設計畫を建てゝゐる。

- 一、貴成鐵路—瀘海線寶鷄—漢中—成都

- 二、川康鐵路—成都—雅安—康定

第三部 抗戰支那は何處へ行く？

三、滇緬鐵路 昆明—緬甸
四、桂越鐵路 南寧—鎮南關

五、昆明—宜賓(四川)間鐵路
六、桂林—梧州—南寧間鐵路

斯う云つた既設乃至計畫中の鐵道の中で最も注目を惹くものは云ふまでもなく、對外通路としての滇越鐵道、竝に滇緬鐵道の二つである。廣東の陥落によつて、粵漢線の使用を完全に阻止された國民政府にとつて残る對外ルートは、現在佛領印度支那の海防から河内を経て雲南及び廣西省龍州に至る鐵道のみである。然し之は前にも述べた如く狹軌で輸送力はさ程大きいものではない。従つて雲南—ビルマ間及びソ聯から新疆、甘肅、陝西を経て四川に來る鐵道の建設計畫が云爲されてゐるのである。が、ソ聯—四川間の鐵道敷設説は確實なものでなく、又雲南—ビルマ間の鐵道も山また山の中を貫かねばならぬといふ地勢上の難條件のため、其實現は殆んど期待出來ぬであらう。

これらの對外ルートは兎も角として、右の國內幹線の建設には相當の熱意を持つてゐる様である。が、何分可成りの資金と時間を要することは言ふ迄もないから、茲に比較的輕便に完成し得る公路の建設が當面要求されてゐるのである。

然らば、現在西南支に於ける公路は如何なる状態にあるだらうか。事變前の調査によれば、西南六省に於ける公路里程は總延長五千六百三十四軒、その中通車可能公路は二千百三十七軒で、(西南六

公路里程統計表、民國二十四年、昭和十年の調査) 今、此等通車可能の幹線公路を示せば次の如くだ。

- 一、川黔路 成都—貴陽
- 二、川陝路 成都—西安
- 三、贛滇路 南昌—昆明

- 四、湘桂路 衡陽—南寧
- 五、湘鄂路 常德—沙市

右の外に更に次の如き幹線公路の建設が計畫され、一部工事を續行しつゝある模様だが、未だ完成の域には至つてゐない。

- 一、川鄂路 成都—漢口(簡陽—万縣通車)
- 二、川康路 成都—康定(雅安まで通車)
- 三、川滇中路 川康路の新律縣—宜賓
- 四、川滇東路 隆昌—赤水河
- 五、川滇西路 瀘州—普隆鎮
- 六、鄂港路 武昌—九龍
- 七、川桂路 成都—南寧

- 八、桂准路 南寧—漳州
- 九、川湘路 川桂路綦江—贛滇路沅陵
- 十、粵鄂路 韶關—南昌
- 十一、桂滇路 南寧—昆明
- 十二、陝康路 漢中—康定
- 十三、滇緬路 昆明—下關—保山—龍陵—芒市—ムーゼ
- 十四、桂越路 南寧—河内

右の中、最も重要視されるべきは滇緬路竝に桂越路であるが、前者は既に開通を見たて傳へられてゐる。若しさうだとすれば、ムーゼからビルマ鐵道の終點ラシオに至る自動車道路を利用することによつて、マンダレー經由、ラングーンに通ずることが出來、仲々重要となる。尤もこれは山岳重疊の中

を貫くもので、その上、海に出るには極めて遠距離であるから、さして便利なものといふことは出来なからう。桂越路は未だ完成されてゐないが、その完成の晩には滇越鐵路と相俟つて國民政府に大きな力を與へることにならう。

然し乍ら、斯うした國民政府の鐵路公路建設計畫も英佛の援助なくしては到底完成されるとは思へない。事變前の鐵道五ヶ年計畫に於ても、約二億元を英佛よりの借款によつて賄ふことになつてゐた。まして財政的地盤の大部分を失つた今日に於て、尙更英佛依存の度が多かるべきは否定し得ない。併し漢口、廣東の陥落によつて極東政局が新展開を見んとしつゝある今日、英佛が果して國民政府に借款を與へるかどうかは疑問だが、今日まで英佛が國府の鐵道建設に援助を與へたと云はれるものを纏めてみると次の如くだ。

佛國が事變前に四川の成渝鐵道建設に借款を與へたことは周知の如くだが、最近國府系通信は佛支間に一億五千萬法の借款成立を傳へてゐる。その内容は、雲南—廣西鐵道建設のため鐵道材料一億二千萬法、現金三千萬法で、條件は同鐵道收入及び鹽稅擔保、利率七分、償還期限十二年である。更に昆明より宜賓間の鐵道敷設契約が佛支間に成立したとも傳へられてゐる。

英國の西南支那交通網整備に對する援助は佛國程ではないが、雲南、ビルマ間の鐵路、公路の完成

に援助を與へんとしてゐることは否定し得ない。

斯くの如く英佛兩國、特に佛國が國民政府を援助せんとするは、云ふまでもなく、その西南支に於ける自國權益の維持、發展を策せんとするに外ならない。實際佛國の在支事業投資九千五百萬元の中、三千二百萬元が雲南鐵道に投じられてゐることを思へば、如何に此の地方が佛國にとつて重要であるか判るだらう。去る十月二十九日、日本政府は佛當局に對し佛印、雲南間の武器輸送に對する對支援助に嚴重抗議を申込んだが、これに對する佛國側の態度こそ充分注目に値しよう。

三、西南支建設計畫と其の實現性

以上述べ來つた所に依つて、國民政府今後の地盤西南支が如何に經濟的に貧困で、又交通が未發達であるか了解されたであらう。従つて國民政府は漢口陥落前後の斯様な情勢を見透して早くより西南支建設を計畫して來た。そして其計畫の目標範圍は、四川、湖南、貴州、雲南、廣西、廣東の六省であつた。が、現在既に漢口の外廣東も失ひ、又近いうちに恐らく長沙も亦我が軍の占據する所となるだらうから、無疵に残るは右六省の中僅かに四川、貴州、雲南、廣西の四省のみとなる。斯くて所謂西南支建設は、其範圍が尠からず狭められ、内容も一層貧弱となりさうだ。が兎も角、漢口陥落前

より國府の内外に宣傳する從來の西南支建設計畫なるものの概貌を一應見ておかう。

國民政府が、今後の據り所である西南支の開発に如何に大膽になつてゐるかは、最近の支那新聞を見ると窺はれる。それに依れば政府は特に『西南經濟建設委員會』なるものを組織して、委員長に財政部長孔祥熙、副委員長に張群を任命してゐる。そして建設費として三千萬元を計上し、諸般の計畫を進めつゝある。其の目的とする所は、言ふ迄もなく北中支の經濟中心地と海岸線を失つた後の經濟地盤を培養しようといふにあるが、固より三千萬元の資金では充分な建設の行はれやう筈はない。従つて、浙江財閥の資本的協力を得ることは勿論である。そこで上海の金融資本家團を以て『西南實業協會』を組織し、右の政府機關に呼應して計畫を實行するに決した。そして先づ具體的計畫を樹立するため、去る七月香港で『西南實業視察團』を組織して、雲南、廣西、湖南、四川の諸省を視察した。又最近報せられる所に依ると、華僑がこの建設運動に協力するため、昆明で『華僑實業公司』を設立し、その資本金に五千萬元を豫定してゐることである。斯様に、傳へられる官民の陣容は可成り大ゲサなものであるが、如何なる建設が目論まれてゐるか。

鐵道公路 西南支建設と言つても、先づ各省を繋ぐ鐵道と公路が出来なければ、産業は興り得ない。従つてこの交通建設が根幹となつてゐる譯だが、前項に述べた如く、何分金もなく、建設資材の輸入

も頗る困難となつてゐる今日、鐵道の建設は殆んど物にならぬであらう。尤も浙贛、南潯、粵漢諸鐵道の中將來利用價値の無くなる部分は、漸次取外して所用の建設に振向ける様であるから、緊要の鐵道例へば龍州—南寧間、貴陽—昆明間等は長い期間には或は出来るかも知れない。が、先づ鐵道建設は大したものには期待出来ぬと見ておいてよからう。

併し公路建設の方は可成り實現の可能性がある。これは今迄でも相當程度に發達してゐるし、其上建設費が掛からぬからだ。土地は殆んど無償で召し上げるのだし、勞力はこれから遊びの出る軍隊を使用し得るから、各省を連絡する幹線公路は遠からず建設されるものと豫想しておかねばならぬ。(鐵道公路の建設豫定線は前項を参照)

産業 右の如く公路は兎も角、鐵道の建設が仲々實現しさうにないから、従つて工業も大規模なものには興り様がない。前記實業視察團が歸つて言ふには、先づ鐵道交通が拓けなければ、工業を興しても算盤が採れぬから、差當り交通の便利な九龍の租借地に、天利、天原、五州、新亞の四化學藥品工場及び美亞織物工場、資本合計一千五百萬元を設立することにした、と。併しこれは我軍の南支攻略前の事であるから、今日では當然立消えとなつた筈だ。斯様な譯だから、事變以來上海工場の奥地に移轉したもの百五十件に上ると言ふが如き支那新聞の報道は到底信じられぬ。

第三節 抗戰支那の悩みと前途

たゞ従務各港を通じて内地に物資運搬の便出しはせざれば、寧ろ、湖南、湖北、陝西、甘肅、雲南、貴州、廣西、廣東の各地方に物資の集散地を設け、現行の交通網を補完し、抗戰の物資供給を確保するに努めねばならぬ。

其他物資資源の開発も計畫にはあるものじ、湖南を以て主要物資集散地として開發せしむるに、抗戰の物資供給に支障を與へず、先づ交通網を補完し、抗戰の物資供給を確保するに努めねばならぬ。

第三節 抗戰支那の悩みと前途

漢口、廣東を喪失した後の國民政府の地盤が如何に貧弱なものであり、蔣介石が内外に怒號する抗戰も、其の裏には深刻な苦惱を藏してゐることが明瞭に了解される。

前述したところをもう一度要約するならば、西南六省の中、物資豊富で經濟の最も發達してゐるは四川、湖南の二省である。湖南が彼等の掌中に残れば食糧の自給性に於て、又經濟的に大いに助かるのである。併し假りに長沙を失ふとせんか、まだ湖南南部は相當残るとは言ふものの、農産、鑛産の集散地が奪はれるのであるから、其の打撃は致命的である。四川省は、周知の如く、奥地支那唯一の寶庫であるが、元來政治的に半獨立の土地柄で自給自足を建前としてをり、假令さうでなくとも、今後中央軍が屯するであらう湖南各部及び貴州方面とは交通不便で、物資の融通が容易でない。其上貴州、雲南、廣西は山地か、荒蕪の土地で、言ふべき資源も物資もない。斯様に貧弱な西南奥地に國民政府は追ひ込まれて仕舞ふのである。湖南、廣東の二省を彼等の地盤に加へて見た所で、急に雪崩れ込んだ二、三百萬の中央軍と多數の難民を賄ふに事缺かぬとは、到底言ひ切れない。

斯かる條件を冷静に考ふれば、常識ある政治家は何人も和平に赴くは當然である。現に國民黨副總裁汪兆銘も、我軍の南支攻略前後二回に互つて、「中國の獨立生存を妨げざる條件でさへあれば、和議を拒絶しない」(新聞報)と述べてゐる。汪兆銘は世間で和平派の代表の如く謂はれてゐるが、併し彼は國民黨副總裁で、而かも中央政治會議首席の要職に在るのである。彼が蔣介石と全然反對の意向を持つものと誰が言へやう。やはり蔣介石の肚底を代辯するものと見て差支ないであらう。併し、斯様に和平の氣運が動いた所で、和平は單獨で出来るものでなく、相手のあるものである。双方の條件が合致しなければ成立し得ない。去る十一月三日の聲明にもある如く、我が政府は、國民政府が容共抗日方針を棄て、人的構成を改替して、新秩序の建設に参加するものでなければ、和平をしないと言つてゐるのである。

併し國民政府にして、今迄國民を率ゐてきた抗日政策を即刻廢棄し得るであらうか。共產黨と手を切り得るだらうか。更に又人的構成を替へ得るか。無論常識から考へて、左様なことは到底出来ぬ相談であらう。そんなことをすれば、國民政府は自滅する外ないのである。

斯様に國民政府は、和平はしたいが、和平は出来ず、遮二無二抗戦持續に趣くといふのが現状である。

るニューヨーク・タイムスの記事を掲げ、ロシアでは世界革命の理論は單に形骸を止め、實質を失つてゐたが、今年の記念日にはそれが表立つたスローガンとして復活したと報じてゐる。

果して英米佛は九ヶ國條約やケローグ不戰條約を盾に對日共同壓迫策を強化して來るだらうか？ 或はさうした動向が觀取されるや、『英國政府は極東の恒久的平和を確保せんがための和平解決につき協力を求めらるゝに於ては、何時なりともこれに参加する用意を有する』(十一月八日議會開院式に於けるジョージ六世皇帝の勅語の一節)といふ眞意を讀み取つて、獨伊が積極的に支那事變の調停に乗り出して來ないだらうか？ また最近一部に傳へられる如くソ聯邦が果して世界革命の煽動に積極的に乗り出して來るだらうか？ それとも自衛自戒的孤立化への道を、第三次五ヶ年計畫の積極的遂行の素地とするのではなからうか？ それらの諸方向の具體的な動きは、無論今から簡單に豫想することは出來ない。けれどもそれらの方向を決定する條件は、現在動きつゝある個々の問題の發展性如何、就中今次事變の今後の展開如何とチェッコスロバキア分割以後に於ける歐羅巴政局の動き方如何に懸つてゐる。この兩者の動向には無論非常にデリケートな關聯が存在するが、それは今後發生する一つ一つの新たな動きを中心に総合的に考慮さるべきだらう。第三部に於て支那事變の今後の展開の方向を見て來たが、更に續いて歐洲政局の今後の動向を検討することにしよう。

第一節 血を見ざる歐洲戰爭

一、分割されたチエツコ

チエッコスロバキアの分割は歐羅巴に關しては歐洲大戰以來の重大事件である。その理由を挙げれば、第一に分割前のチエツコには非常に複雑な國際關係が存在してゐたといふこと、及びボヘミヤを征する者は歐羅巴を征すとのビスマルクの言の如く、チエツコ、特に今回分割されたズデーテン地方の持つ政治的、軍事的意義には非常に重要なものが存在するといふことである。その第二は獨逸合併といふ可成り重大な政治的地圖の塗りかへの後、僅か八ヶ月足らずの間に、ヨリ以上重大な意味を持つ地圖の塗り代へが斷行された。それが反共產主義勢力に一つの劃期的意義を加へたといふこと、換言せば獨逸の東方政策が一段と具體的な進展を示したといふことである。更に第三の意味としてそれをバランス・オヴ・パワの關點からすれば、歐羅巴の安定勢力として佛蘭西の國際政治的位置が非常に低下したといふこと、及び獨逸が英國を直接脅威あるまでにその勢力を高めたといふことである。

チエツコの分割は九月二十九日——三十日獨逸シュンペンの「總議の案」に於て開かれた英蘇蘭丹の四國會議によつて、左の如き協定文の下に議定された。

シュンペン四國協定正文協定書

- 第一條 ズデーテン地方よりチエツコ軍の撤去は十月一日より開始す。
 - 第二條 撤去は十月十日迄に終了するものなり。撤去實施に當つては同地方内の諸村落を毀損せざるやうにチエツコ政府が責任を負はん。
 - 第三條 右撤去に關する諸條件は蘇伊英佛協定にチエツコが代表として署名せる協定書に於て定めらる。
 - 第四條 撤去前に獨逸人の居住せる地域の獨逸軍に對する反動は蘇伊英佛協定に於て定めらる。
 - 第一區域 十月一日及び二日
 - 第二區域 七月二日及び三日
 - 第三區域 七月三日及び四日、五日
 - 第四區域 十月六日及び七日
- 他の諸島、獨逸的性質を有する地域は蘇伊英佛協定書の上記撤去の條に於て定めらる。
- 第五條 右協定書は人民投票を遂行するに先づき決定するものなり。此等の地域は人民投票を遂行するに先づき決定するものなり。人民投票の實施方法は十月一日に於て英人投票委員會議に決定するものなり。此の日は一九三九年十一月三日以前に決定するものなり。

- 第六條 最終的國境確定は國際委員會に於て決定するものとす
- 第七條 轉任の選擇權は協定調印後六ヶ月以内に行使さるべし、此の選擇權の詳細はドイツ及びチエツコ兩國代表より成る委員會に於て決定す
- 第八條 チエツコ政府は協定調印後四週間以内にズデーテン・ドイツ人兵士及び警官を解職すべし、同期間内にチエツコ政府は政治的理由により服役中のズデーテン・ドイツ人を全部釋放すべし

附 屬 文 書

- 第一、英佛兩國政府は挑發せざる侵略に對して新チエツコ國境を國際保障するとの建前で右の議定書に調印す。
- 第二、チエツコ國內の波蘭、洪牙利少數民族問題が三ヶ月以内に關係政府間に解決を見ぬ場合は兩度四國會議を開催討論す。
- 第三、ズデーテン地方移讓に關して起ることあるべき諸問題は總べて國際委員會の處理事項に屬するものと思ふ。

右協定は發表と同日チエツコ政府によつて受諾され、三月の獨逸合併以來世界の恐怖と關心を高めて來た所謂チエツコ問題、殊に英國が八月以來ランシマン卿を派遣し、また佛蘭西との親交を特に密にして解決せんと努力して來たこの問題も、遂にチエツコの文字通りの犠牲に於て解決されたのである。更にまたチエツコにとつて不運なことには波蘭や洪牙利からも少數民族問題を盾に領土の一部割を要求され（波蘭は約十萬、洪牙利は約七十萬の少數民族を持つ）、それらをも亦一部容認するに至

第一節 血を見ざる歐洲戰爭

1914年10月11日、日本の新首相桂太郎は、ラツシエ地方の割譲を決定

（以下は非常に小さい文字で印刷された、ほとんど読めない文章が続く）

緩和された。恐らく兩國が妥協點を見出すのも近い將來のことであらう。

が何れにせよ、チェッコは相次ぐ分割によつて全くその存立さへ不安視されるに至つた。この不安は恐らく今後歐羅巴の政治に種々の問題を提起するのではなからうか。何故なら中欧・バルカンを繞る英佛獨の對立關係は新チェッコを如何に支配するかによつて、可成り動搖せしめられるからである。十月十五日英國政府が英蘭銀行に對し、チェッコ政府に一千萬鎊を即時貸付けるやう要請したのは、その目的がチェッコの當座の財政的困難を救ふ目的に出たものにせよ、最近獨逸と競争的に土耳其や羅馬尼にクレチットを與へんとすることを關聯して考へる時、英國のこの地方への深い關心の程が窺はれる。一方佛蘭西は國內の財政金融状態の困難から現在その方面に於て英獨と對抗し得ない状態にあるが、併し佛蘭西のジャーナリズムは、旺んに英獨の中欧・バルカンに於ける對立の激化を放送して、暗に英國が窮地に追ひつめられるだらうことを指摘しつゝある。そこに佛蘭西の非常なる焦躁を感得し得るのであるが、無論斯ういふ英國の不安や佛蘭西の焦躁がどの様に發展するかは、一つの注目すべき問題である。がこの點は後に検討することゝして、先づチッコが分割によつて如何なる打撃を受けたかを記録して置かう。

二、チエツコは何を失つたか

けれどもチエツコの分割は未だ最終的に決定された譯でないから、喪失すべき領土の廣さ、其處に存在する生産力一般に關する調査は未だ明かにされてゐない。たゞ外國の新聞及び雑誌はそれに關して種々の豫想を行つてゐる。差當り、それらによつて一應の結論を示して置くと、倫敦「エコノミスト」誌はその十月八日號に「チエツコスロバキアの失ふもの」と題して次の如く述べてゐる。

「チエツコスロバキアの喪失するものの中或る部分は何人にも明かである。即ち廣大な領土の分割、殆んど防禦力なき状態に至る程の領土の減少、自然的及び人工的防禦施設の抛棄がそれである。突如として孤立無援、四面楚歌の状態に置かれた數島なる誇りに加へられた打撃が如何に決定的なものであつたかといふことは、英國或は佛蘭西に住んでゐる普通人にも了解出来る」と。

「エコノミスト」誌は斯様にチエツコの喪ふべき損害が一見してたゞならぬ程度のものであるといふ點を指摘し、次ぎに具體的に述べてゐる。即ち

「獨逸がチエツコから獲得する國有財産に代償を支拂ひ、且つチエツコの國債に對する債務を認めるなら公正と云へるが、事實問題としては考へられない。寧ろ反對にチエツコは一九一八年以來ズデーテン・ドイツ人が聚つたと看做される損害に對する賠償要求を突きつけられるかも知れない。また割讓される地方の通貨に就いてはチエツコの國立銀行は、その全部を外貨で償還することを求められる」

のではないかと不安視し、更にその問題を別としても避難民保護の問題と國防施設及び交通の再建の問題は相當大きな悩みであると云つてをる。

チエツコの産業に於ける分割地域の比重

産業	ズデーテン領チエツコに於ける労働者數	チエツコに於ける労働者數に對する割合(%)
鎮山	六、二〇〇	六・一
鉛	三、三三六	六・八
金	三、三三六	二・〇
化學工業	一、四三三	一・六
紡績工業	一、〇六六	一・三
紙工業	一、七五五	二・一
製糖工業	三、〇〇六	三・三
木材工業	五、九六二	七・九
樂器工業	一、九二一	二・三
玩具製造業	六、〇三三	六・八
食品工業	七、〇三三	八・一
衣服及靴工業	一、六九六	一・九
その他工業	一、六九六	一・九
合計	七、三三三	三三・三

産業上の受ける打撃に就いて「エコノミスト」誌は表示の如き數字を示してをる。それは一九三〇

年の國勢調査に基いた數字であり、ズデーテン地方及びテツシエンに居住する労働者數を産業別に推

計したものであるが、此の數字から見るとチエツコ産業の三割が奪はれることになる。「エコノミスト」誌も「新式の、能率のよい工場が大體に於てチエツコ領内に存在するといふ事實によつて損害が幾分軽減される」と云ひつゝも「主として工業に依存してゐる國にとつては驚くべき損失である」と云つてゐる。實際褐炭の大部分、纖維工業、硝子陶器其他硫酸、加里、染料、ワニス、石鹼、化學品、タール油、チエラチン、セロファン、マーガリン、蓄音機レコード、火藥、窒素製品等の化學工業、及び黒鉛、鉛筆、醸造品、帽子、バルブ、フェンツ、煙草、砂糖製造等の輕工業の大部分を獨逸へ、石炭地帯を波蘭へ、鐵礦地帯の一部を洪牙利へそれ〴〵奪はれんとしてをるのだから、その打撃は深刻と言はざるを得ない。たゞ鐵、石炭に基礎を置く重工業は失はれず、チエツコ人の經營下にあり、就中ピルゼンにあるスコダ武器工場やロスチャイルド一家の經營にかゝるワイツコピイス金屬武器工場が残るのは、不幸中の幸とでも云へるだらう。が、それにしてもチエツコ産業は全く昔日の規模を失つてしまつた。歐洲大戰後所謂民族自決主義に基いて生まれた多くの新興國の中、唯チエツコのみが自己の資源によつて生活し得た國であるが、建國後二十年にして遂に今日の悲境に遭遇してしまつた。けれどもヴェルサイユ條約によつて最も輝しく誕生したこの國が、その分割をもつて該條約の崩壊の最後を世界史的に印象付けたことは、決して偶然ではないだらう。

第二節 チエツコ屈服の意味

一、英國の平和工作からミュンヘン會議まで

さてチエツコの分割によつてヴェルサイユ平和體制は完全に解體されたが、今後の歐羅巴は果して何處へ行くか？この點こそは我々の研究に課せられた今後の問題である。が、それらの問題を考へるにはミュンヘン會議前後の経緯から顧みて行かねばならない。

然らばチエツコ問題の表面上の経過から見ても、この問題を戦争に訴へず、平和裡に解決すべき鍵を創造した力は何であつたか。云ふまでもなくそれはチエンバレン英首相の執拗なる直接間接の對獨交渉である。八月三日ランシマン卿がブラハーに乗り込み、約一ヶ月に亘りズデーテン問題の妥協的解決に工作を進めたのは、それ自體としては獨チエ兩國の對立を少しも緩和しなかつたが、然しこのことは、今から見れば、チエンバレン英首相のベルヒテスガーデン行の前奏曲であつたのだ。即ちランシマン卿の奔走にも拘はらず、獨チエ兩國の對立は、九月五日から開催されたニユルンベルグのナチ

ス黨大會前後に於て最高潮に達した。ヒットラー總統は黨大會の閉會演説に於ては、たゞ非常に慎重にズデーテン人の民族自決の必要を強調するに止めたのだが、併しそれを契機にズデーテン人とチェッコ人との衝突は各地に頻發した。一方では百五十萬人の軍隊を動員して行つた獨逸の秋期大演習とこれに勢を得たズデーテン黨に對して、他方チェッコ政府も八十萬の大軍をボヘミア國境に動員し、更にズデーテン黨への解散命令やヘンライン黨首の逮捕命令をまで發して對抗の態度を示した。新しく兩國の關係は文字通り炸烈點の一步手前まで切迫するに至つたが、遂にチェンバレン英首相はヒットラー總統との直接交渉によつて事態を解決するに決し、九月十五日突然ベルヒテスガーデンに飛行したのである。

そして問題は確かに此處で急轉の契機を與へられた。即ちヒットラー總統との直接會談でその要求を明かに知り得たチェンバレン英首相は十六日倫敦に歸還、直ちにグラチエ佛首相及びボンネ佛外相を招致して英佛共同解決案を作成し、十九日これをチェッコ政府に傳達した。此の案は文字通りチェッコの分割案であつたから、チェッコ政府は一應強硬に反對し、一九二六年の獨チエ仲裁條約による問題の解決を要求したが、併し英佛から無條件受諾を強請されたため遂にこれに屈伏してしまつた。チェンバレン首相は直ちにこの共同案を持つて第二次對ヒットラー總統會談のため九月二十二日ゴ

デスベルグに飛行した。が、この會談に於てヒットラー總統は次の如き要求をチェンバレン首相に提出し、それをチェッコ政府に傳達することを依頼した。その新要求とは

- 一、チェッコ政府は十月一日迄にズデーテン地方の特定地域から軍隊、警察官を撤收し、之を獨逸に引渡す。
- 二、その他の一定地域では十一月廿五日迄人民投票を施行する。
- 三、チェッコ軍隊、警察に服務してゐるズデーテン獨逸人を勤務地の如何を問はず直ちに解放する。
- 四、獨逸民族に屬する政治犯人を釋放する。

これは無論本質的には英佛共同案と同様なものであつたが、併し獨逸の要求が強壓的且つ性急であつたため、これがチェンバレン英首相から回送されるや、チェッコ政府は俄然その全面的拒否の態度を明示した。その限りに於てそれは英佛共同案の拒否でもあつた。しかもチェッコではホツザ首相は英佛共同案を受諾した責任を負うて辭職し、之に代つて登場したヤン・シロヅキ將軍は親ソ派の巨頭、國民的英雄の稱ある人で、首相となるに當つて『對獨戰爭敢て辭せず』とまで豪語してゐた。戰爭勃發の危機はまたも全歐を襲ひ、國境の民衆は既に避難を開始する有様だつた。また英佛をはじめ波蘭、洪牙利から白耳義、瑞西に至るまでも、それ／＼陸海空軍の一部を動員するに至つた。殊に九月二十三日の獨逸社會黨大會でグラチエ佛首相が相當明確に對獨戰爭の決意を示したことは特に注目されたが、斯うした切迫した危機は三度びチェンバレン英首相を動かした。その結果戰爭が勃發すれ

ば英國は當然佛蘭西と共に獨逸を敵にして戦はねばならぬといふ最後の決意をヒットラー總統に通知することになつた。

チェンバレン首相の平和確執への努力が此の日まで獨逸への讓歩の線に沿ふてなされて來たことは明かであるが、此の日を劃して讓歩の線から離れざるを得なくなつたとすれば、その後に来るであらう英國の尨大なる武力に對してはヒットラー總統も一考せざるを得ない譯である。またこれと前後して米國からも平和的解決を要望するローズヴェルト大統領の親電が齎らされた。これらの新事態はヒットラー總統を動かさずにはおかない。即ち九月廿六日伯林シュボルト・バラスト大會に於ける大演説に於てヒットラー總統は「チェッコに對する要求こそは余が歐洲に於て爲す最後の領土的要求である」と強調しつつ、次の如き新しき提案を示した。

『余は平和を欲する。この平和的意圖より英國の最後の希望を容れ、曩にチェッコ政府に通達した獨逸の最後の覺書に對してさへも左の讓歩を取てする用意あることを茲に聲明する。』

そして(一)國境劃定のために國際委員會を設定する、(二)獨逸側、チェッコ側兩者の有り得べき虐殺行為に對して國際委員會の調査を許す、といふ提案を行つた。これは無論一つの息拔的な提案であつたが、併し戰爭によつて問題を解決せんとしてをるのではないといふ意圖を示したものとして注目してよい。

それ故に十月一日を期してズデーテン地方の接收を敢行する目的で、九月廿九日を期して總動員をなすといふ強硬態度に對してチェンバレン首相がムツソリーニ首相を動かして、總動員延期方を要請した時に、ヒットラー總統はそれを受諾し、ここで四國會談が開催されることになつたのである。四國會談は二十九日獨逸ミュンヘンの『總統の家』で開かれ、三十日には前述した如きチェッコの分割案を發表し、十月一日から獨逸軍のズデーテン地方への進駐が始められた。

一、ミュンヘン會談から洞察されるもの

以上の経過は既に讀者諸君の熟知してゐるところである。にも拘はらず、特にこゝに記録した理由は、此の経過のうちに重要な問題が伏在してゐるからに他ならない。それらは次の如くだ。

一、チェッコ問題は獨逸の、また獨逸樞軸の壓倒的勝利に終つた。即ち獨逸の意圖を英佛は完全に承認せざるを得なかつた。

二、にも拘らず獨逸は今後英國との友好關係を熱心に希望してゐる。此の點は九月廿八日の英國議會(下院)に於てチェンバレン首相がベルヒテスガーデン及びゴードスベルグの會談の顛末を發表した演説の中に次の如く明かにされてゐる。

第二節 チェッコ屈服の意味

「ヒットラー總統は訣別の會談に於てこれが獨逸の歐羅巴に於ける最後の領土的野心であることを熱心に繰り返し、獨逸は何處までも英國と友好的關係を維持したい希望で、ズデーテン問題で片付けば、更に會談を再開する用意があると語つた。總統は更に、植民地問題も相當困難ではあるが、これは戰爭を惹起する様な難問題ではなく、植民地獲得のため軍事動員に訴へることはあり得ないと述べた」

三、チエツコと相互援助條約を結んでゐたソ聯が、完全にこの問題の過程に於てボイコットされた。

四、兎に角にも英佛獨伊の四國が協調によつてチエツコ問題といふ大きな痛を切解した。

ところで歐羅巴政局に於ける現在の中心問題は、以上の四つの點が如何なる展開を示し、それぞれが如何様に影響し合ふかといふ點にある。即ち獨逸の勝利は獨逸による完全な中欧制覇の接近を意味してゐるが、之に對して英佛及び伊太利が如何なる關心を寄せ、如何に動くか。また波蘭、洪牙利、羅馬尼、土耳其等の對獨動靜はどう變化するか。獨逸は次の進出の場所としてダンチヒ、メル、波蘭廻廊、オイベン、マルメデ等といふ地方を考へてゐるのではないか。またソ聯のミュンヘン會談からのボイコットにより反ソ體制強化に進む可能性が強いが、獨逸は此の情勢を自己の東方政策の足場構築のために如何に利用し得るだらうか。更にまた四國協調の氣運と云つても、それは果して如何なる規模にまで具體化されるか。英國外交が如何に戰爭を回避しようと努力しても、また獨逸が如何に英國との友好關係を保持したいと意圖しても果してそれが可能であるか、等々だ。

第三節 歐洲に果して眞の平和は來るか

然らばミュンヘン會談後今日迄に實際には如何なる動きが現はれて來てをるか？だがその前に一つの問題がある。それは前述の如く、ズデーテン地方の分割は反ソ的世界體制の發展を意味するといふ點に於ても重要な意味を持つものと考えられるにも拘らず、さうした方向を充分に察知せしめるに足る動きがまだ明瞭に現はれてゐないことである。併しこの點に就いての我々の考へは次の如く要約される。即ち現在内政の動搖からソ聯の世界的位置が弱体化し、且つ佛蘭西やスペインに於ける人民戦線勢力も微弱化してゐるため、反ソ的な動向の強化を促すべき理由が少くなり、その故に帝國主義對立の方が種々の問題を提起せんとしてゐるものと考へられる。が果してこの帝國主義對立はどの程度發展すべき性質のものか、それは反ソ的な體制の發展をどの程度弱めるものか、この點が今度の動きを見る場合に一つの重點になると考へられる。ここで先に現在動きつゝある諸政治的動向の實情を見て置かう。

一、英伊協定の發動

先づ英佛の對伊關係の好轉である。十月八日フランコ政府では、ローマで過去十八ヶ月以上自己の軍隊に従軍した伊太利義勇軍約二萬を即時撤收せしめるといふ聲明を發した。そしてこのことは英伊協定發動に對する英國政府の意圖を刺戟し、十一月一日より再開された英國の議會は遂に該協定の發動を決定するに至つた。該協定は去る四月十日成立したもので大體現狀の紳士的な維持を約し、且つ今後相互の親交を深めるに努力し、相互に刺戟する問題は情報の交換によつて合理的に解決せんとしてゐるものだ。全體としては英國に相當有利に構成されてゐる。その内容に就ては本年報第三十二輯二二七—八頁に述べておいたが、更に一層詳細に記すと、左の如くだ。

- (一) 英國は伊太利のエチオピア併合を承認し、駐伊大使の信任狀は伊太利國王兼エチオピア皇帝に宛て捧呈される。
- (二) イタリアはスペイン本土その他スペイン領土に領土的的政治的及び經濟的野心なきことを宣言し、且つ以上諸地方に對し駐兵の意志なきことを宣言する。
- (三) 伊太利はリビア駐屯兵力を減少すること。
- (四) 英伊兩國政府は毎年一月兩國の地中海、紅海に於ける領土、アデン、エチプト、スーダン、東アフリカ、英領ソマリランド、ケンヤ、ウガンダに於ける行政機構の改革及び重要な兵力移動に關し通報の交換を行ふ。

(五) 英伊兩國は、地中海の東經十九度以東並に紅海に海空軍根據地を新設する場合には右決定を相互に通告する。

(六) 英伊兩國政府は近東地方のイエーメン王國及びサウディ・アラビア王國の領土保全を尊重すると共に、紅海に於ける前トルコ領島嶼に要塞を構築せぬことを誓約し、一方伊太利はアデンに於て若干の特權を獲得する。

又イギリス政府は南アラビア地方に現在以上軍事施設を行はぬことを約束する。

(七) イタリア、エチプト兩國政府はツアナ湖に關する兩國の英國に對する義務を再確認する。

(八) 伊太利政府は東アフリカ土民を警察地方保安以外の軍務に従事させないことを約束する。

(九) 伊太利政府は東アフリカ在住のイギリス人に對し完全に宗教の自由を保障する。

(十) 英伊兩國政府は一八八八年のスキズ航行自由保障條約を再確認する。

(十一) 伊太利は右條約の發動を待つて一九三六年ロンドン海軍條約に参加する。

伊太利がその様な協定を締結した理由は、既に本年報で繰返し述べた如く、伊太利の財政經濟の現狀では到底スペインにまで手を擴げ得ないといふので、此處で一應妥協して、スペインに於ける自己の犠牲を最少限にとゞめ、エチオピアの開發に全努力を傾注しようといふのだ。が、何れにせよこの協定の發動は『ミュンヘン精神』四國協定の精神を今後更に具體的に展開せしめる素地となるだらう。

二、ダラチエ内閣右翼化と佛伊關係

佛伊關係の好轉は何よりも兩國が過去二ヶ年間空席となつてゐた正式大使を復活したといふことである。即ち佛蘭西では十月十二日の國務會議に於て駐獨大使フランソワ・ボンセ氏を駐伊大使に任命するに決し、且つ同大使の携行する信任状の名宛は「伊太利國王及びエチオピア皇帝」とすることを正式決定するに至つた。しかも同大使のローマ着任によつて佛伊兩國は八月十五日以來實行し來つた旅行者の取締を緩和するに決した、通商關係の促進も計られることになつた。

だがそれにも増して注目されねばならないことは佛蘭西の人民戦線が遂に分裂し、ダラチエ内閣がいよいよ左翼化の傾向を明かにしてをるといふことである。即ち去る十月末の急進社會黨全國大會は遂に共產黨との聯合を公然と否定した。社會黨との關係は明かにされなかつたが、併し左翼派とは別に独自の行動をとるといふ態度を聲明したし、外交的政策に關しては四國協調に邁進すべきことが方針化された。別にソ聯と分離するといふ聲明はなかつたが、併し四國協調への道とソ聯との親交を結ぶといふ道は自ら背離することにならねばならない。更にまた十月十一日に開會された人民戦線委員會に對しても急進社會黨側の委員は脱退を聲明し、こゝに佛蘭西の人民戦線は全く分裂するに至つたのである。

急進社會黨の以上の如き政治的態度は直ちにダラチエ内閣の經濟政策にも反映することゝなつた。

マルシャンドウ蔵相に代つて登場したポール・レイノー新蔵相は所謂財政經濟再建築なるものを樹立し、十一月十三日國務會議の承認を得たが、それは全く「ブルム經驗」の基礎をなす人民戦線的財政經濟政策を否定したものであつた。即ちそこに於ては四十時間労働制は全く廢止同様な運命に置かれたし、間接税の増徴が決定され、労働争議調停法の強化、殊に軍需産業に於ける労働法違反に對する罰則が嚴重化された。しかも公債の強制借替や爲替管理といふ資本家の好まぬ政策は之を行はざる旨聲明し、佛蘭西が現在最も要求してをる逃避資本の還流といふことに對しても、それを強制的に促進せしめようとする政策は少しも明かにされなかつた。此のレイノー再建築に對し共產黨や社會黨は労働者の犠牲に於て資本家を利益するものだとして猛烈な反對運動を起したが、内外の政治情勢は全く左翼派に不利に動きつゝあるので、幾分かの修正はあるもレイノー策は實施に移されるだらう。そして既に急進社會黨が共產、社會黨から離れた以上、勢の當然として所謂右派の聯合が次第に進展することにならう。英國にとつても、佛蘭西がそうした方向に進むことは何よりも歓迎すべきものであらう。

三、ヒットラーの植民地返還要求

以上の諸點は言ふまでもなく四國協調の氣運を促すに足るものであるが、併しそれが必ずしもスム

イスに動くとも考へられない。それは今後の歐洲政局の動向を積極的にリードし行くべき獨逸が植民地要求の問題を本腰に考へ、英國の内部にある反獨勢力に注意深い用意を準備してをるからである。獨逸の反英的側面が今後強く出るとは考へられないが、尠からぬ摩擦の生ずるだらうことは考へられる。それらの問題に關してヒットラ總統は去る一月八日ミュンヘンのナチス記念祭に於て次の如き決意を表明してをる。

『獨逸は如何なる場合でも全力を擧げて自己の平和を擁護するであらう。獨逸は他國の内政に干渉しないが、同様に英議員が余に命令することを欲しないのである。現在英國政府はたしかに平和を望んでる様子だが、民主主義の原理によつてイーデンやチャーチルの如き好戦主義者が一夜にして政府首腦の地位に就かぬとは限らない。従つて獨逸國民に對し、これらの危険について注意を喚起してをくことは余の義務であると思へる。……獨逸國民は自らその運命を決定せんとするもので、他人がこれに容喙することを許さない。チャーチル、ダフケイパーが英獨海軍協定につき獨逸では平和的協定より武力を欲してをると誹謗してをるのに對しても強く抗議するものだ。若し各國が依然として平和的協議の方法によつて獨逸に正當な權利を與へることを拒否し續けるならば獨逸では遂にその權利を要求し、必要とあらば平和的手段以外の方法でその權利を確保するであらうことを承知して貰はなければならぬ。……獨逸では虚偽の口實により奪ひ去られた舊獨逸領植民地返還以外何等他の國の所有物を欲してゐるのではない。』

四、獨伊のユダヤ人排斥運動と對英關係

獨伊の對英摩擦の一つの現はれとして獨伊に於けるユダヤ人排斥運動は注目されねばならぬ。即ち獨逸は國內に於ける反ユダヤ騷擾に鑑み十一月十二日ユダヤ人彈壓令を發したし、伊太利もそれに呼應して十一月十日ユダヤ人排斥に關する新重要法令を發動した。獨逸の政策は駐佛獨大使ラート書記官がユダヤ系ポーランド人に暗殺された點を取り上げ、それには獨逸居住ユダヤ人も責任あるとして十億ライヒスマルクの罰金を全ユダヤ人に課し、また反ユダヤ騷擾により損害を被つたユダヤ人教會、商店等は早急にユダヤ人自身の手で修理すべきものとした。その上一九三九年二月以降ユダヤ人が小賣商店、通信販賣、商業代理店及び手工業の經營に従事することを禁止してゐる。

また伊太利の反ユダヤ人法令は(一)伊太利在住のユダヤ人はその家庭に於てアリアン系イタリア人の雇傭人の使用を禁止、(二)政府各機關、ファシスト黨中央及び地方各機關、縣市町村半官會社、各銀行、各保險會社等はユダヤ人の使用を禁止す、(三)各機關、銀行、會社は三ヶ月以内に使用中のユダヤ人を全部解雇し、またイタリア國內の公私各學校はユダヤ人子弟の入學を拒絶すべしと決定してをる。

獨伊の上述の如き反ユダヤ主義の強化は、それをパレスチナに於けるユダヤ人對アラビヤ人の騷擾に關聯して考へる時はじめてその政治的意味を理解し得るのである。云ふまでもなく英國はパレスチ

ナに於てユダヤ人を助けてアラビヤ人を排撃してをり、アラビヤ人はその苦境打解のために早くより伊太利の援助を受けてゐる。伊太利がアラビヤ人を援助する意味は無論多くあらうが、その中でもそれを英國牽制の具に供してをるといふことが、當面に於ける最も重大な意味と考へられる。この獨伊のユダヤ人排撃はそうした意味に於てパレスチナの騷擾をいたく刺戟することになるが、既に英國がその問題の處理に英斷をもつて望まねばならない現状から見れば、それは英國對獨伊の對立を深める危険性を多分にもつてをると言はねばならない。

斯くして四國協調の氣運は、たとひそれが成熟するとしても、その過程には多大の困難が豫想されるのであつて、その困難は結局各國の軍擴をいやが上にも強化せずには措かないことになる。その結果英國をはじめ特に獨佛伊の經濟は相當な難間に逢着せねばならないが、來るべき歐洲政治の動向は内外文字通り多難にして且つ暗い空氣に閉ざれることになるだらう、假令四國協調の氣運が動くとしても。而して一方、我々の關心は特にフランスの内政の動きに、また獨逸の次の進出に脅威されねばならぬ波蘭、洪牙利、羅馬尼の内政の動向に向けられて行かねばならないだらう。

重要統計表目次

(一) 本邦事業活動指數……………	(一六) 英米市場金利……………	
(二) 手形交換高及不渡手形高……………	(一七) 英國銀行主要勘定……………	
(三) 全國營業倉庫在荷及出入車……………	(一八) 米國聯邦準備銀行主要週報……………	
(四) 東京卸賣物價新指數……………	(一九) 各國金準備額……………	
(五) 弗換算物價……………	(二〇) 各國金產額……………	
(六) 東京株價指數……………	(二一) 各國金移動額……………	
(七) 本邦生産數量指數……………	(二二) 主要國金塊相場……………	
世 界 經 済 (第二部 第八節參照)		
生産・物價・株價		
(八) 主要國生産指數……………	(二四) 各國貿易月表……………	
(九) 米國産業諸指數……………	(二五) 紐育市場爲替相場……………	
(一〇) 主要國株價指數……………	滿 洲 國 (第二部 第七節參照)	
(一一) 英米株式相場……………	(二六) 滿洲中央銀行紙幣發行高……………	
(一二) 各國卸賣物價指數……………	(二七) 全滿金融機關預金貸出……………	
(一三) 英國卸賣物價指數……………	(二八) 滿洲國對外爲替相場……………	
(一四) 米國卸賣物價指數……………	(二九) 滿洲新京卸賣物價指數……………	
金 融・金・銀		
(一五) 各國中央銀行割引歩合……………	(三〇) 滿洲國貿易表……………	
	金 融・財 政 (第二部 第一節參照)	
	(三一) 國庫歲入歲出現計……………	

(四七)	日本銀行營業週報	附録四
(四八)	預金部資金及運用表	三三
(四九)	全國銀行預金貸出現在高	三三
(五〇)	全國銀行有價證券、預け金及現金在高	三四
(五一)	東京及大阪市中金利表	三四
(五二)	全國信託會社信託勘定表	三五
(五三)	郵便貯金現在表	三五
(五四)	簡易保險及郵便年金表	三五
(五五)	內閣諸保險月末現在契約高表	三五
(五六)	公社債發行並現在高	三六
(五七)	東洋主要株式及公債各月平均相場	三六
(五八)	外貨邦債平均相場	三六
(五九)	銀行會社計畫資本	三六
(六〇)	公社債及株式拂込金額	三六
為替・貿易 (第二部 第二節參照)		
(六一)	東京市場為替相場	三六
(六二)	帝國外國貿易月報	三七
(六三)	本邦對支及對滿貿易月別概算表	三七
(六四)	輸出入貨物分類別價額及比例表	三九
(六五)	本邦輸出入重要品別表	三九
專 業 及 商 品 (第二部 第三節參照)		
(六六)	主要事業の生産制限率一覽	四二
(六七)	重要品生産額一覽表	附録四
(六八)	橫濱及神戸生絲集散	三四
(六九)	米國生絲集散	三四
(七〇)	人造絹絲集散	三四
(七一)	綿絲集散	三五
(七二)	綿布集散	三五
(七三)	棉織物集散	三五
(七四)	重要商品相場	三五
勞 働 者 狀 態 (第二部 第四節參照)		
(七五)	全國生計費指數	三九
(七六)	東京小賣物價指數	三九
(七七)	勞働人員及賃銀統計	四〇
(七八)	工場職工異動	四〇
(七九)	礦山勞働者異動	四〇
(八〇)	解雇職工歸趨	四〇
(八一)	勞働爭議統計	四〇
(八二)	本邦失業狀況推定概要	四〇
(八三)	各國失業統計	四〇
農 民 狀 態 (第二部 第五節參照)		
(八四)	小作爭議統計	四二

* 印 帳 算 (1) 本 邦 專 業 活 動 指 數 (東洋經濟調) (ノール=100) * 印以降發表禁止

年 月	鐵道貨物發送總數				電力消費量				石炭消費高				原油供給高				綿絲生産高				輸出額				羊毛輸入高				洋紙販賣高				セメント消費高				鋼材供給高				總平均(加重式)											
	11年中	12年中	13.	4	5	6	7	8	9	102.9	113.7	74.3	71.5	132.0	143.2	122.7	119.1	110.2	121.8	101.8	101.9	97.4	90.9	84.5	81.0	84.6	107.9	87.5	76.5	20.8	25.8	29.4	32.2	38.6	45.3	72.5	73.3	106.7	101.9	92.7	85.8	85.0	87.2	99.9	103.5	154.6	172.2	114.8	106.2			
11. 9	105.2	115.9	76.0	79.5	134.7	103.4	128.1	112.1	101.8	88.9	67.1	74.8	97.6	103.6	157.8	118.2	107.0	101.8	88.9	74.8	97.6	103.6	157.8	118.2	107.0	101.8	88.9	67.1	74.8	97.6	103.6	157.8	118.2	107.0	101.8	88.9	67.1	74.8	97.6	103.6	157.8	118.2	107.0	101.8	88.9	67.1	74.8	97.6	103.6	157.8	118.2	107.0

(2) 手 形 交 換 高 及 不 渡 手 形 高 (東京手形交換所調)

年 月	手形交換高		不渡手形		全國在荷		六大都市出入個數		六大都市出入金額			
	枚數	金額	枚數	金額	個數	金額	入庫	出庫	入庫	出庫		
13. 4	3,723	7,452,174	310,507	257	103,386	37,067	7,723	6,595	20,288	189,940	203,158	536,656
5	4,114	7,408,887	285,123	366	135,622	36,535	7,978	7,881	20,384	226,476	234,731	528,401
6	4,169	7,288,697	280,335	310	158,882	38,757	8,128	6,158	22,354	231,971	196,427	563,944
7	4,030	7,318,609	282,420	253	111,372	38,327	8,188	7,787	23,756	246,602	224,715	555,822
8	3,875	6,936,876	257,194	336	149,630	35,691	8,206	7,144	22,817	234,071	223,097	596,806
9	5,618	6,493,925	259,757	293	172,745	32,703	6,271	7,123	21,365	229,564	232,535	503,856
12. 9	3,511	6,567,066	273,629	429	258,761	31,696	6,345	7,479	20,231	234,879	244,513	584,402
11. 9	3,474	6,028,109	241,175	411	231,910	31,351	6,317	6,978	19,571	238,178	241,234	581,345
1-9 (13)	34,173	62,971,680	2,686	411	2,224,890	33,296	5,137	6,453	21,209	236,973	230,232	719,516
累計	12,53,610	63,314,794	3,432	411	3,432,1,650,408	26,624	5,567	6,453	18,127	173,236	209,271	484,892

(3) 全 國 製 業 倉 庫 在 荷 及 入 出 庫 (日本倉庫協會調)

(4) 東京卸賣物價新指數 (東洋經濟調) (昭和6年平均=100)

Table with columns for months (11 years, 12 years, 13 years), categories (clothing, food, etc.), and price indices for Japan, USA, and UK.

空欄 區

(5) 口船運賃物價 (大正11年1月=100)

Table with columns for months (13 years, 12 years, 11 years) and various shipping and commodity price indices.

(備考) 東京卸賣物價指數中 *印は新指數を昭和5年以前の舊指數に換算せしめる爲め、昭和6年に於ける新舊指數の比、即ち1,216(21.6÷100)を新指數に乗じたるもの。ロ印は換算物價は舊指數を等しくして、物價指數×(對米爲替相場÷對米爲替舊平均)として算出す。

我 社 調 査 指 數 (昭和6—8年月平均=100、季節變動調節) *印は暫定數

Large table with columns for categories (overall, consumption, etc.), months (12 years, 13 years), and a separate section for '商工省調査指數' (Ministry of Commerce and Industry Survey Index).

表 臣
(5) 口貨物價
(大正2年1月=100)

(4) 東京卸貨物價新指數 (東洋經濟週) (昭和6年平均=100)					* (大正2年1月=100)										
月末	穀物	其他食品	織物	礦物原料	金屬	石炭	工業藥品	肥料	建築材料	雜品	總平均	日本	英國	米國	
11年中	177.8	113.1	133.6	134.4	166.2	116.9	115.0	150.1	130.1	138.2	158.4	168.3	97.6	109.3	108.1
12年中	181.7	119.3	152.6	149.1	279.6	149.9	147.7	107.3	174.5	167.7	169.4	206.0	119.2	123.8	118.2

(10) 英國卸貨物價新指數 (1927=100)

年月	穀物	其他食品	織物	礦物原料	金屬	石炭	工業藥品	肥料	建築材料	雜品	總平均	日本	英國	米國
1937.9	105.0	68.7	40.1	28.0	70.1	173.0	187.9	100.1	107.1	40.9	74.5	107.9	119.9	107.4
1936.8	119.4	68.7	40.4	28.0	70.1	173.0	187.9	100.1	107.1	40.9	74.5	107.9	119.9	107.4

(12) 各國卸貨物價新指數 (國際聯盟統計月報) (1929年=100)

年月	英國	新西蘭	米國	佛國	白耳蘭	瑞典	葡威	丁抹	和蘭	捷邊	波蘭	瑞西	加奈陀	澳洲	印度	支那
1936年中	78.6	94.6	84.8	65.5	69.1	85.7	89.9	97.7	64.0	75.9	56.1	67.7	78.0	86.6	64.5	103.8
1937年中	89.3	101.4	90.6	92.7	80.4	97.9	104.6	110.2	76.4	77.2	61.7	67.7	83.4	91.9	72.3	123.5
1938.4	79.3	102.1	82.6	102.6	75.2	93.6	103.4	104.6	72.7	77.0	59.4	76.6	86.1	90.1	66.7	136.7

(13) 英國卸貨物價指數 (1927=100)

年月	穀物	其他食品	礦物原料	金屬	雜品	平均
1936年中	76.4	61.0	61.7	84.6	78.1	72.6
1937年中	90.6	67.4	68.2	103.9	84.2	82.6
1937.11	87.8	64.3	58.9	95.9	79.3	77.0

(14) 米國卸貨物價指數 (紐吉D.&B.社每月初) (單位弗)

年月	穀物	其他食品	礦物原料	金屬	雜品	平均
1936年中	90.6	61.0	61.7	84.6	78.1	72.6
1937年中	90.6	61.0	61.7	84.6	78.1	72.6
1937.11	87.8	64.3	58.9	95.9	79.3	77.0

(19) 蘇州新貨卸貨物價指數 (滿洲中銀測) (1935年=100)

年月	雜糧		油類		豆類		其他		總計
	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	
1936年中	185.7	115.8	105.6	91.8	94.9	92.9	91.2	96.0	106.1
1937年中	202.4	134.4	112.5	106.5	98.6	161.7	106.6	112.5	125.5
1938. 1	177.3	132.3	118.0	104.3	99.8	175.0	107.6	115.7	125.3
2	180.4	138.7	122.5	109.2	99.8	177.1	113.2	117.0	128.9
3	178.2	137.7	120.6	115.0	99.8	171.2	116.8	125.2	130.1
4	186.5	136.1	117.8	125.1	99.8	173.8	119.8	130.1	150.4
5	216.5	141.6	121.1	147.8	103.2	183.0	125.5	133.8	144.5
6	235.3	147.8	123.6	187.9	107.6	208.6	129.0	153.7	161.7
7	230.8	150.7	124.6	183.5	108.3	256.2	134.7	171.2	168.8
1937. 7	205.9	135.1	109.8	108.1	98.8	164.3	114.5	111.4	126.3
1936. 7	208.9	130.1	107.0	92.0	95.8	89.6	88.1	96.4	109.3

(20) 滿洲新貨卸貨物價指數 (滿洲中銀測) (1935年=100)

年月	雜糧		油類		豆類		其他		總計
	指數	金額	指數	金額	指數	金額	指數	金額	
1936年中	185.7	115.8	105.6	91.8	94.9	92.9	91.2	96.0	106.1
1937年中	202.4	134.4	112.5	106.5	98.6	161.7	106.6	112.5	125.5
1938. 1	177.3	132.3	118.0	104.3	99.8	175.0	107.6	115.7	125.3
2	180.4	138.7	122.5	109.2	99.8	177.1	113.2	117.0	128.9
3	178.2	137.7	120.6	115.0	99.8	171.2	116.8	125.2	130.1
4	186.5	136.1	117.8	125.1	99.8	173.8	119.8	130.1	150.4
5	216.5	141.6	121.1	147.8	103.2	183.0	125.5	133.8	144.5
6	235.3	147.8	123.6	187.9	107.6	208.6	129.0	153.7	161.7
7	230.8	150.7	124.6	183.5	108.3	256.2	134.7	171.2	168.8
1937. 7	205.9	135.1	109.8	108.1	98.8	164.3	114.5	111.4	126.3
1936. 7	208.9	130.1	107.0	92.0	95.8	89.6	88.1	96.4	109.3

註：(單位：國幣千圓)

註：(單位：國幣千圓)

(31) 國 幣 入 總 出 總 計 (單位千圓)

收入科目	13年7月	13年8月	13年9月	13年10月	13年11月	13年12月	13年合計
國幣	117,118	109,877	107,024	107,024	107,024	107,024	655,101
...
總計	117,118	109,877	107,024	107,024	107,024	107,024	655,101

(32) 日 本 銀 行 票 據 週 報 (單位千圓)

年月日	發行兌換		政府預金		內政府		現及		內金貨		外幣		代理店
	銀行券	政府預金	內政府	一般預金	及	地方	及	金	外幣	公債			
13. 7. 2	1,989,873	249,723	125,268	90,962	848,050	801,287	436,847	50,481	15,000	1,226,816	99,882		
16	1,824,635	280,152	242,781	130,106	848,557	801,287	435,625	31,349	15,000	1,167,765	119,980		
30	2,042,877	274,988	122,500	96,857	648,005	501,287	460,813	30,641	25,566	1,212,744	117,557		
3. 6	1,964,637	336,408	178,572	69,977	547,557	501,287	455,808	32,051	25,036	1,140,605	127,745		
20	1,233,507	265,490	101,959	126,009	546,300	501,287	459,595	31,355	25,000	1,002,767	145,650		
27	1,953,374	353,125	186,301	146,981	546,086	501,287	465,307	30,799	57,219	1,256,711	148,566		
9. 3	1,967,698	302,315	130,803	94,094	546,094	501,287	475,612	30,345	30,293	1,179,055	136,355		
17	1,814,368	540,261	355,027	160,492	550,476	501,287	462,497	30,392	15,000	1,285,791	129,931		
24	1,931,359	471,361	284,940	123,931	550,395	501,286	465,590	30,354	17,832	1,254,229	145,862		
12. 9. 25	1,569,855	338,430	228,545	76,914	847,471	801,001	548,520	27,268	131,020	554,049	137,409		
11. 9. 26	1,311,955	459,307	315,603	69,748	847,471	535,992	547,379	27,537	71,678	555,940	111,204		

(33) 預 金 部 資 金 及 運 用 表 (大藏省編) (單位百圓)

年月	郵便及特別會			國債			地方債			其他			合計		
	振替	預金	其他	國債	地方債	其他	國債	地方債	其他	國債	地方債	其他	國債	地方債	其他
13. 1末	3,904.3	816.9	623.1	103.3	5,443.4	2,611.2	1,060.1	260.5	50.2	424.4	733.6	277.7	0.4	111.2	5,443.5
2	3,936.7	822.0	623.1	178.1	5,653.8	2,611.2	1,069.3	257.1	51.4	425.5	659.6	343.8	0.8	113.0	5,653.8
3	3,918.6	748.4	623.1	242.7	5,626.5	2,796.0	1,068.3	268.1	51.9	416.8	669.5	134.4	1.0	133.7	5,626.5
4	3,959.5	818.1	623.1	237.0	5,731.4	2,794.9	1,067.4	256.2	51.7	415.2	716.2	204.8	0.3	137.6	5,731.4
5	4,062.5	771.7	623.1	256.0	5,787.0	2,725.0	1,076.4	254.4	54.2	412.2	721.4	222.2	1.1	233.8	5,787.0
6	4,130.1	572.3	623.1	56.6	5,559.6	2,753.7	1,073.9	255.1	53.8	409.2	725.5	95.9	1.1	102.1	5,559.6
7	4,236.2	439.6	623.1	55.5	5,528.5	2,761.2	1,076.3	255.0	53.8	432.3	686.2	75.3	1.0	103.0	5,528.5
8	4,289.3	519.3	623.1	75.0	5,690.7	2,938.9	1,077.6	254.2	54.9	423.5	655.8	89.4	1.0	107.2	5,690.7
9	4,389.6	420.1	623.1	144.2	5,731.0	2,988.9	1,074.5	251.8	54.9	423.5	642.6	102.0	1.0	107.2	5,731.0
12. 9末	3,718.0	659.0	623.1	131.8	5,246.7	2,345.6	1,074.1	266.3	49.8	436.0	732.6	153.8	1.0	104.0	5,246.7
11. 9	3,448.4	398.8	548.4	156.2	4,626.8	1,867.8	1,031.6	290.4	48.2	448.2	560.0	242.1	1.0	98.9	4,626.8

(44) 銀行會計簿·資本 (日銀調) (單位千圓)

Table with columns for bank names (e.g., 金融及保險, 運輸, 倉庫) and months (e.g., 昭和13年7月, 8月, 9月). It shows financial data for various banks and institutions.

(45) 公社債及株式拂込金額 (勘帳調) (單位千圓)

Table with columns for bond types (e.g., 國債, 地方債, 銀行債) and months (e.g., 昭和13年2月, 3月, 4月). It details the amounts of government and local bonds.

(46) 東京市場農產相場 (單位千圓)

Table showing market prices for agricultural products in Tokyo, categorized by month and year (e.g., 11年中, 12年中, 13年).

(47) 帝國外國貿易月報 (單位千圓)

Table detailing monthly trade statistics for the Empire and Foreign Countries, including categories like 內地及樺太, 朝鮮, 臺灣, and 總計.

(48) 本邦對支及對滿貿易月別計算表(六港分)(千圓)

Table showing monthly trade statistics for Japan with China and Manchuria, broken down by port (e.g., 滿洲國, 關東洲, 中華民國).

(49) 輸出入貨物分類別價額及比例表 (千圓)

Table showing the classification of import and export goods by value and percentage, categorized by year (e.g., 11年中, 12年中, 13年).

(50) 本部 出入 重要品 別表 (単位千圓) *印表停止

Table with columns for 品目 (Items) and 年 (Year) 7月, 8月, 9月, 13年, 1-9月累計, 12年. Includes sub-tables for 出 (Output) and 入 (Input) with detailed item lists like 砂糖, 小麦, 食糧, etc.

(51) 主要事業の生産制限率一覧 (東洋経済期)

Table with columns for 年月 (Month/Year) 1-13 and 制限率 (Restriction Rate) for categories like 紡績 (Spinning), 製粉 (Milling), 印刷 (Printing), etc.

(52) 重要品生産額一覧表

Table with columns for 年月 (Month/Year) and 生産額 (Production Amount) for categories like 鋼 (Steel), 石炭 (Coal), 石油 (Oil), etc., broken down by 商工省 (Commerce/Industry Ministry) and 洋紙 (Paper).

(備考) *印人絹は10月以降一貫織以上の會員。(52)肥料は過燐酸、硫酸、石灰窒素の合計。*印は發表禁止 *印1-6月迄

(B3) 撲滅及种子生絲集數 (單位俵)

(B4) 米國生絲集數 (單位俵)

Table with columns for year/month, monthly silk production, domestic silk production, and monthly consumption. Rows include 11, 12, and 13 years with monthly breakdowns.

(B5) 人造絹絲需求 (西)

(B6) 總需求

(B7) 供給表 (紡績聯合會調) (單位俵)

Table showing artificial silk requirements and supply tables. It includes columns for domestic supply, foreign supply, and total supply for different months and years.

(57) 總布放散圖 (紡績聯合會調)

(58) 總織物集數圖

Table with columns for year/month, production, exports, and total cloth production. Rows include years 11, 12, and 13 with monthly data.

(59) 重要商標

Table with columns for year/month, rice production, and various market indicators like price and yield. Rows include years 9, 11, and 13.

(62) 労働人員及賃金統計 (日銀調) (大正15年=100)

年月	労働人員		賃金		労働人員		賃金	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
13. 5	1,550,853	129.8	886,499	156.8	664,354	102.9	84.5	139.3
6	1,559,054	130.0	899,696	168.3	659,358	101.8	84.9	140.1
7	1,555,272	129.9	902,490	159.5	652,782	100.2	85.6	141.5
12. 7	1,385,079	117.8	751,412	133.5	651,667	102.3	83.0	149.0
11. 7	1,238,298	106.1	631,228	117.9	607,070	94.5	80.4	131.5
(63) 工場職工異動調 (常時職工五十人以上を使用する工場に付社会局の調査せるもの)								
年月	工場職工		工場職工		工場職工		工場職工	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
12. 10	4,735	42,612	37,362	79,974	5,137	65,034	37,406	102,440
11	5,501	37,715	34,806	72,521	5,099	63,987	37,024	101,011
12	5,426	43,810	91,773	135,583	4,441	47,585	28,328	75,913
11. 12	5,001	26,539	86,947	113,486	3,981	31,399	26,741	58,140
(64) 嶺山労働者異動調 (人)								
年月	解雇		解雇		解雇		解雇	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
12. 10	22,399	26,452	519,733	337	16,206	11,004	23,459	11,797
11	19,448	25,974	320,519	547	16,256	11,824	21,464	10,768
12	16,847	25,782	329,705	554	14,846	11,622	17,969	10,148
13. 1	21,855	27,589	336,333	554	9,867	9,867	29,059	24,926
2	22,646	25,524	339,720	592	5,716	37,015	19,989	19,989
12. 2	16,310	18,802	291,668	514	10,853	5,716	37,015	19,989
(65) 解雇職工異動調 (社会局調)								
年月	解雇		解雇		解雇		解雇	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
12. 10	22,399	26,452	519,733	337	16,206	11,004	23,459	11,797
11	19,448	25,974	320,519	547	16,256	11,824	21,464	10,768
12	16,847	25,782	329,705	554	14,846	11,622	17,969	10,148
13. 1	21,855	27,589	336,333	554	9,867	9,867	29,059	24,926
2	22,646	25,524	339,720	592	5,716	37,015	19,989	19,989
12. 2	16,310	18,802	291,668	514	10,853	5,716	37,015	19,989

(66) 労働者統計 (内務省社会局調)

年月	参加員		参加員		参加員		参加員	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
13. 6	3,094	65	9	10	5	4	4	4
7	2,799	65	15	8	4	9	6	4
8	3,651	76	12	12	8	10	4	6
12. 8	3,398	100	19	16	16	3	4	4
1-8 (13)	39,989	765	144	105	16	16	3	3
12	198,367	1,746	336	229	33	102	55	92
(67) 小作労働者統計 (内務省社会局調)								
年月	関係地主・小作人		関係地主・小作人		関係地主・小作人		関係地主・小作人	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
13. 5	254	532	144	37	144	37	144	37
6	82	221	221	22	22	22	22	22
7	49	5	5	1	1	1	1	1
12. 7	96	12	12	1	1	1	1	1
1-7 (13)	2,356	408	11	59	59	73	73	73
12	3,554	536	26	50	50	81	81	81
(68) 労働者統計 (内務省社会局調)								
年月	参加員		参加員		参加員		参加員	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
13. 6	11	11	1	1	1	1	1	1
7	10	25	1	1	1	1	1	1
8	25	1	1	1	1	1	1	1
12. 8	21	7	7	7	7	7	7	7
1-8 (13)	144	14	14	14	14	14	14	14
12	217	31	31	31	31	31	31	31

(68) 本邦失業状況推定概算

(内務省社会局)

年 月	給養生活者		勞働者		其 他		計	
	調査人口 千人	失業率 %	調査人口 千人	失業率 %	調査人口 千人	失業率 %	調査人口 千人	失業率 %
12. 9	1,815	60	1,840	131	4,229	2.03	7,884	2.77
10	1,858	59	1,827	132	4,262	2.01	7,983	2.77
11	1,857	58	1,863	130	4,274	1.92	7,995	2.70
12	1,859	59	1,864	130	4,289	1.90	8,012	2.71
1	1,847	58	1,844	131	4,189	1.90	7,880	2.72
2	1,884	55	1,895	132	4,307	1.80	8,085	2.66
3	1,884	58	1,886	130	4,346	1.80	8,116	2.66
11. 3	1,843	67	1,846	156	4,261	2.47	7,950	3.28
11. 8	1,799	67	1,818	175	4,161	2.75	7,778	3.57
計								

(69) 各 國 失 業 統 計

(國際聯盟調)

年 月	獨 逸		英 國		佛 蘭 西		米 國		日 本		波 蘭		白 耳 義		
	失業登載数 千人	失業率 %	失業登載数 千人	失業率 %	失業登載数 千人	失業率 %	失業登載数 千人	失業率 %	失業登載数 千人	失業率 %	失業登載数 千人	失業率 %	失業登載数 千人	失業率 %	
1938. 2	946	4.8	1,467	10.7	341	2.5	444	9.3	21	396	14.5	547	20.4	141	15.3
3	508	2.5	1,426	10.4	338	2.5	434	11.3	21	365	12.0	490	18.0	131	14.2
4	423	2.1	1,394	10.2	366	2.7	425	11.7	21	404	10.8	389	14.4	121	13.1
5	338	1.6	1,376	10.0	405	3.0	412	11.2	21	351	9.3	301	11.2	122	13.1
6	292	1.4	1,352	9.9	478	3.5	391	11.6	19	275	8.7	259	9.6	115	12.3
7	218	1.0	1,339	9.8	481	3.5	371	10.8	20	151	8.8	227	8.2	115	12.1
8	179	0.8	1,333	9.7	447	3.3	366	10.3	20	114	8.7	211	7.6
1937. 8	509	2.5	1,148	8.6	209	1.6	335	7.6	20	262	7.5	259	9.9	88	9.8
1936. 8	1,098	5.6	1,362	10.4	250	1.9	459	7.7	22	305	6.1	269	11.3	108	11.5

昭和十三年第三四半期日誌

(自昭和十三年七月一日至九月三十日)

七 月

- 七月一日(金) 日露新通商協定並海運協定調印さる。
- ソ聯極東地方内務人民委員部長三等大將リニシコフ氏の滿洲國への脱出事件發表さる。
- オーストリア外債引換問題につき英獨間に新協定成立す。
- 五日(火) 日滿伊通商協定、並に、滿伊條約調印さる。
- 西班牙不干渉委員會、外國義勇兵撤收案を正式に採擇す。
- 六日(水) 經濟警察制度成り、中央、地方に専屬課並に保新設さる。

昭和十三年第三四半期日誌

七 日 (木)

- 英米佛海軍協定に従ひ、英ソ間に海軍議定書調印さる。
- 商工省は石炭需給統制のため、統制協議會を設置。
- 事變一週年日に際して近衛首相に、將打倒方針不變を闡明す。
- 英米クロスレート、磅價切下脱を反映四弗八三仙迄と本年の最低値に低落。
- 八日(金) 米國農務省、七月一日調査の一九三八年度棉花作付反別二千六百九十萬四千エーカーと發表。
- パレスチナに於けるアラビヤ人の總罷業悪化、英國海軍陸戰隊上陸す。
- 商工省はス・フ混用強化の混用規定改正省令を公布、十日より實施す。

- 九日(土) 商工省は百三十數種の鋼製品禁止を發表、八月十五日より實施。
- 鉛、亜鉛、錫、アンチモンの使用制限規則公布十五日より施行
- ゴム民需の使用制限規則公布、即日實施さる。
- 工作機械製造事業法施行令公布一日より施行。
- 物品販賣價格取締規則公布、即日實施。
- 硫安増産配給統制法施行規則公布十一日より施行。
- 十一日(月) 鐵鋼工作物の改正規則公布十五日より施行。
- 十二日(火) 事變公債三億圓發行さる。
- 物資總動員に伴ふ失業對策委員會全國各府縣に設置。
- 綿製品販賣製造の制限、特別解除さる。

- ◇ウエネズエラ政府、國際聯盟脱退を正式通告。
- 十四日(木)
 - ◇暴利取締令強化改正され十八日より施行。
 - ◇オリムピック大會中止返上並に萬國博覽會の延期發表さる。
 - ◇米モーゲンソー財務長官、米支銀協定は今後存続すと發表。
 - ◇滿ソ國境約二キロ半の滿洲國領張鼓峰に、ソ聯兵越境侵入す。
- 十五日(金)
 - ◇陸軍の定期大異動發表され、朝鮮軍司令官に中村大將轉補さる。
 - ◇關東關西の水害損四億圓と發表
- 十六日(土)
 - ◇商工省中央物價委員會にて、第一特別委員會の對策案答申さる
- 十七日(日)
 - ◇司法省は全國に經濟係檢察配置
- 十九日(火)
 - ◇政府は正貨準備中の三億圓で外國爲替基金を設置する旨發表。

- ◇松井石根大將、大谷尊由氏、内閣參議に決定す。
- 二十日(水)
 - ◇軍需確保のため、工作機械供給制限令公布、即日施行さる。
 - ◇重光駐ソ大使とリトヴィノフ外務人民委員、張鼓峰事件に關し交渉行はる。
 - ◇英濠特惠關稅協定の延長協定、調印成る。
- 廿二日(金)
 - ◇三都銅地金組合聯合會、屑銅を現相場百兩四百七、八十圓から最高二百圓に大幅値下を斷行。
 - ◇全國的水害による被害耕地面積約五十五萬町歩と帝農發表。
- 廿三日(土)
 - ◇人絹絲のリンク制大綱を、商工省發表す。
 - ◇人絹絲の最高價格制決定、國內向最高級品の生産制限商工省令公布、二十五日施行。
- 廿六日(火)
 - ◇歐洲資金の對米逃避、金買運動のため、英米クロス四弗九十仙臺を割る。
 - 四日(木)
 - ◇各府縣に經濟係保安課新設さる
 - 五日(金)
 - ◇臺灣移出米の管理案、農林、拓務兩省間に協定つき公文書交換
 - 輸出資金前貸制度の要綱決定。
 - 八月十日より實施。
 - 六日(土)
 - ◇鐵の配給統制實施につき、要綱發表さる。
 - 七日(日)
 - ◇中國臨時政府は聯銀の通貨政策強化のため北方券に對し一割の引下を斷行。
 - 九日(火)
 - ◇電力評價審査委員會官制公布。
 - ◇電力管理關係の三施行令公布、十日より實施。
 - ◇資金調整強化改正案閣議にて決定、十五日より實施。

- ◇綿配給統制規則違反の、一府五縣に亘る綿絲密賣者の檢舉事件記事解凍さる。
- ◇チエンパレン首相、ズデーテン問題斡旋役としてランレマン卿を派遣。
- ◇パレスチナに於けるアラビヤ人とユダヤ人の對立抗爭再燃す。
- 廿八日(木)
 - ◇電話市價の高騰に、電話の賣買金融禁止を、永井總相命ず。
 - ◇綿絲リンク制の結果、綿絲清算取引所業務規程改正さる。
 - ◇商工省は輸出禁制品中に、麻屑、鐵、アンチモニー合金を追加、屑紙を削除した。
 - ◇農地調整法施行規則公布さる。
 - ◇買上綿製品處理商工省令公布。
- 廿九日(金)
 - ◇市中銀行の餘裕外貨資金を集中して、日銀、爲替市場を統制す
- 三十日(土)
 - ◇全國勞動組合、産業團體の産業

八月

- 報告聯盟結成さる。
- ◇石油資源開發法施行規則公布、八月一日實施。
- ◇ラングーンに回教徒と佛教徒との軋軋暴動化し、英國軍隊鎮壓に出動す。
- 卅一日(日)
 - ◇日銀外國爲替基金利用細目發表さる。

- ◇歐洲資金の對米逃避、金買運動のため、英米クロス四弗九十仙臺を割る。
- 四日(木)
 - ◇各府縣に經濟係保安課新設さる
- 五日(金)
 - ◇臺灣移出米の管理案、農林、拓務兩省間に協定つき公文書交換
- 輸出資金前貸制度の要綱決定。
- 八月十日より實施。
- 六日(土)
 - ◇鐵の配給統制實施につき、要綱發表さる。
- 七日(日)
 - ◇中國臨時政府は聯銀の通貨政策強化のため北方券に對し一割の引下を斷行。
- 九日(火)
 - ◇電力評價審査委員會官制公布。
 - ◇電力管理關係の三施行令公布、十日より實施。
 - ◇資金調整強化改正案閣議にて決定、十五日より實施。

- 十日(水)
 - ◇鑄造品、需給協議會設置さる。
 - ◇日本發送電會社に出資すべき民間電力會社の出資、設備決定。
 - ◇北支大交通會社の設立要綱なる(資本金三億圓、今秋創立の豫定)。
- 十一日(木)
 - ◇日本の長大佐とソ聯極東軍參謀長シュテルン大將との間に張鼓峰附近停戰現地細目協定成る。
- 十三日(土)
 - ◇興銀、中小業者の轉業金融に二千萬圓限度の特別口座設定。
- 十四日(日)
 - ◇拓務省、移民國家樹立につき、來年度の移民新規事業計畫を發表す。
- 十五日(月)
 - ◇大本營陸軍部、張鼓峰附近の戰鬪に於て日本の戦死一五八名、負傷七四〇名と發表。
 - ◇日滿支協同政策確立のため、東

- ◇亞農林協議會開かる。
- ◇十六日(火)
 - ◇事變新段階に處する内治外交の五相會議最高方針閣議で決定。
 - ◇スベイン人職内閣總辭職を行ふ。
 - ◇十八日(木)
 - ◇事變公債四億圓、二十二日新規發行。新たに十圓券賣出さる。
 - ◇金使用制限強化のため改正規則二十日に公布を決定。
 - ◇厚生省、軍需産業に交替制實施を指導し、十二時間以内の就業を各地方長官に通牒す。
 - ◇廿一日(日)
 - ◇佛ダラディエ首相、法貨再切下げ說並びに爲替管理說を否定し一週四十時間労働制の訂正を含む新經濟政策を提唱。
 - ◇廿三日(火)
 - ◇第七十三議會を通過成立した航空機製造事業法の實施につき三勅令案閣議で決定、廿日實施。

- ◇毛織最高價格制、公布、二十七日より實施。
- ◇總動員法の一部發表され、醫療關係者能力申告令と、學校卒業者の使用制限令公布さる。
- ◇馬政調査會開かれ、職時下馬政計畫實施要綱審議さる。
- ◇商工省に轉業對策部新設を決定さる。
- ◇廿五日(木)
 - ◇生絲輸出同業會に統制令を發動
 - ◇預金部國債投資限度五億圓に擴張、内定さる。
 - ◇預金部中小業轉業資金に三千三百萬圓放田方針決定す。
 - ◇廿六日(金)
 - ◇日、滿、伊貿易協定全文發表さる
 - ◇大藏省は賣出し價格五圓の第三次貯蓄債券の發行を決定す。
 - ◇佛急進社會黨、ダラディエ首相の四十時間労働制修正を支持す
- ◇廿七日(土)
 - ◇商工省に代用品の使用、廢品回

- ◇收のため、利用課新設さる。
- ◇輸入統制事務一元化のため、臨時輸入許可規則改正さる。
- ◇米農務省、今年度産棉花融資は標準物一封度に付八仙三〇と發表さる。
- ◇廿九日(月)
 - ◇商工省所管轉業對策費は三百四十萬圓、厚生省失業對策費は六百萬圓を支出に決定。
 - ◇三十日(火)
 - ◇人絹輸出リンク制の細目發表。
 - ◇商店法勅令並に施行規則公布、十月一日より實施。
 - ◇チエコ政府全國を二十の自治區に分ち、ズデーテン地方には三區設置する地方自治案を發表。
 - ◇佛國務會議、四十時間労働制修正案を承認し、そのため緊急令を發布すと決定。
- ◇卅一日(水)
 - ◇商工省に産金課新設さる。
 - ◇米英クロス下げ舊平價を割る。

九月

- ◇一日(木)
 - ◇農林省は軍需、輸出、生活必需農産物に對し生産割當制實施のため、適地開墾四ヶ年計畫を發表す。
 - ◇伊太利閣議猶太人追放方針決定
- ◇五日(月)
 - ◇農林省は桑園減反政策中止發表
 - ◇商工省は綿布清算取引を認可、十五日より上場を決定す。
 - ◇佛政府は一部豫備兵に召集命令を發し休職中の全將兵に原隊歸還を命令す。
- ◇六日(火)
 - ◇ナチス黨大會催さる。
- ◇七日(水)
 - ◇米財務長官モーゲンソー氏は總額十一億三千三百萬弗に上る新起債方針を發表す。
 - ◇國際鉛カルテル結成さる。

- ◇故、層織の最高價格決定告示さる、十月一日實施。
- ◇八日(木)
 - ◇滿洲事件公債一億圓、歳入補填公債三億圓、發行さる。
 - ◇石油試験獎勵に商工省は豫算四百五十萬圓を計上す。
 - ◇佛政府豫備兵を召集し東部國境に急送す。
 - ◇ズデーテン黨、スロヴァキア人民黨、ハンガリー統一黨、ポーランド人民各派代表の少數民族協議會開かる。
- ◇九日(金)
 - ◇佛海軍兵員に歸郷命令を發す。
 - ◇労働時間短縮に端を發した漆洲の炭坑罷業擴大す。
 - ◇チエコ政府、新協案の要旨を公表す。
- ◇十日(土)
 - ◇外務省は外交顧問設置を決定、佐藤尚武、有田八郎氏任命さる。
 - ◇商工省臨時物資調整局の第六部

- ◇輸入爲替事務の擔當部門に改組され、同時に貿易局も改組。
- ◇電氣通信委員會の官制公布發令
- ◇十一日(日)
 - ◇ヒトラー獨總統、民族自決の權利を要求すと演説を行ふ。
- ◇十二日(月)
 - ◇瑞西陸軍省は國境閉鎖準備の完了を公表す。
- ◇十三日(火)
 - ◇チエコ政府はズデーテン地方に戒嚴令を宣し、政治的集會、示威行進を禁止し、言論の自由も制限し非常裁判所を設置す。
 - ◇英艦隊北海へ向ふ。
 - ◇ズ黨は戒嚴令即時撤退の期限付最後通牒をチエコ政府に通告す
 - ◇チエコ政府はズ黨の最後通牒を拒否に決定。
- ◇十四日(水)
 - ◇日本産金會社法施行令公布さる
 - ◇對滿通商協定正式調印さる。
- ◇十五日(木)

- ◇ズ・ド黨首ヘンライン氏は、ズデーテン地方の獨乙合併要求の宣言を發表す。**十六日(金)**
- ◇第一回日秘通商審議會開催さる
- ◇チエコ政府、國內十六地方に戒嚴令を公布。
- ◇チエコ政府、ズ・ド黨の「義勇親衛隊」に解散命令を下す。
- ◇チエコ政府、ズ・ド黨に解散命令を下す。
- 十七日(土)**
- ◇ズ・ド黨首ヘンライン氏は「ズ・ド黨義勇兵團」組織を命令す。
- 十八日(日)**
- ◇ハンガリー黨民族自決権を要求
- 十九日(月)**
- ◇石炭配給統制規則公布、十月一日實施。
- 廿一日(水)**
- ◇支那の要請により、聯盟規約第十七條採用を採擇した聯盟の勳勝に、帝國政府は不應諾の態度を決定。

- ◇チエコ政府はズデーテン地方分割に關する英佛共同解決案を受諾する旨發表す。**廿二日(木)**
- ◇洪、波兩國はチエコ政府に同國內の自國人にもズ・ド人同様の待遇を與へよとの覺書を通達。
- ◇總工務と紡織との合體表明さる
- ◇商工省の懲罰により、生保契約者の配當率一割を引下ぐ。
- ◇國民貯蓄獎勵局は本年一月より八月までの各種貯蓄額を四十七億圓と發表す。
- ◇勞農用綿製品の配給方法決定す
- ◇ホツザ内閣總辭職し、シロウイ將軍、チエコ新内閣を組織す。
- 廿四日(土)**
- ◇佛政府は陸空軍の一部動員發令を發す。
- ◇チエコ政府は同國軍に對し總動員令を布告す。
- ◇白國閣議は豫備兵召集を決定す
- 廿五日(日)**
- ◇チエコ政府、ヒトラー獨總統の

- 覺書を原則的に拒否す。**廿六日(月)**
- ◇チエコ政府十七歳以上、六十歳以下の一般市民に動員令を發す
- ◇ロ米大統領、獨、チエ兩國元首に平和的解決希望の親電を發す
- 廿七日(火)**
- ◇佛銀は公定割引歩合を二分半より三分に引上ぐ。
- ◇和蘭銀行は過去二ヶ年に亘り行つて來た磅買操作を中止す。
- ◇英海軍當局は艦隊に出動命令を下し、豫備兵を召集。
- ◇對支中央機關に對する軍、外務の妥協案發表さる。
- 廿八日(水)**
- ◇ヒ獨總統、英、佛、伊三國政府に對し四國會談の招請を發す。
- ◇東京、名古屋兩取引所に綿布上場認可さる。
- 廿九日(木)**
- ◇農業報國聯盟要綱成る。
- 三十日(金)**
- ◇鐵鋼配給統制規則改正さる。

編輯後記

★此の年報も創刊以來九年になります。明年は十年目です。願れば随分長い年月ですが、讀者諸君の御援助と御鞭撻によつて此處までやつて來ました。今後もよろしくお願ひします。

★その長い間、讀者諸君に寛いで話しかけるやうな欄がなかつたのですが、今輯から「編輯後記」を設けて讀者諸君へのお願ひを書いたり、編輯者、筆者の「綴り方」を載せたりすることにしました。

★今年には日本經濟にとつて多難な年でありましたが、「長期戦」「長期建設」はまだこれからだと政府が言つてゐるやうに、來るべき年は愈々困苦缺乏の制限も一層強くなると思はれます。

★限られた紙面に、讀者諸君の知りたいたいと望まれる記事を盛り、充實した内容を備へるべく努力してをりますが、それには讀者諸君の希望を一層よく聞くことが必要です。

★また紙數節約の意味で、現在毎輯三十頁づゝ載せてゐる統計表欄を減らして記事に當てようかと

考へてをりますが、その點に就ての御意見や御希望も、愛讀者カードに記して下さると、編輯者として大層有難いです。本輯は御覽の通りの出來榮ですが、明年第一輯からは一層の精彩を以て讀者諸君に見える覺悟であります。(十一月三十日)

昭和十三年十二月三日印刷
昭和十三年十二月六日發行

日本經濟年報 第三十四輯

定價 一圓
送料 九錢

編輯者 東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一 神原 周 平
發行所 東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一 神原 周 平
印刷所及 大日本印刷株式會社
印刷者 堀 修 造

發行所 東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一 神原 周 平
東洋經濟新報社
振替東京六五一八番
電話日本橋(一)一四八七番、(二)一四八七番、(三)二七八五番

日本經濟年報

◆每四半期發行・各輯四六判三〇〇頁内外◆

第六廿第	第七廿第	第八廿第	第九廿第
(三第年一十)	(二第年二十)	(一第年二十)	(三第年二十)
第一部 稅制改革の意義と其影響 第二部 日本棉業の現状 第三部 金輪再禁後五年の我事業會社 第四部 各經濟部面の分析と見透	第一部 世界的好景氣局面の展開とその後に來るもの 第二部 擴張強行の我が重工業 第三部 各經濟部面の分析と見透 第一部 準備等も下り於ける財閥の役割	第一部 生産力擴充と景氣 第二部 各經濟部面の分析と見透 第一部 日支事變と支那抗日運動の展望 第二部 金融恐慌と金問題の分析 第三部 各經濟部面の分析と見透	第一部 各經濟部面の分析と見透

第十三第	第十四第	第十五第	第十六第
(四第年二十)	(三第年三十)	(二第年三十)	(三第年三十)
第一部 米國恐慌の開始とその見透 第二部 危機に立つ歐洲政局の焦點 第三部 戰時體制強化の各經濟部門 附錄 戰時經濟法令集	第一部 長期戰への轉入と日本經濟 第二部 戰時下の物價問題 第三部 中華新政權の樹立とその意義 附錄 戰時經濟法令集其他	第一部 日滿支プロック經濟の再編成 第二部 日ソ關係は果して危機を孕むか 第三部 各經濟部面の分析と見透 第一部 漢口戰後の支那はどうなるか 第二部 物資總動員下の日本經濟 第三部 第三期戰を繰る世界情勢 第四部 日本機械工業の基礎研究	第一部 各經濟部面の分析と見透

各輯定價壹圓 (送料九錢)

日本經濟年報